

魅せる群馬の文化発信プラン（仮）

—第2次群馬県文化振興指針—

（素案）

群馬県

平成29年12月

はじめに

知事あいさつ

目次

第1章 第2次群馬県文化振興指針策定の基本的な考え方

1	趣旨	P 1
2	計画期間	P 1
3	指針の位置づけ	P 1
4	指針の構成	P 1
5	進行管理	P 1

第2章 群馬県が目指すべき文化行政の方向性

1	将来像	P 3
2	基本理念	P 4
3	文化行政をめぐる近年の動向	P 5
4	第1次指針の取組成果	P 7
5	第2次指針における4つの視点	P 9

第3章 7つのプロジェクト

1	群馬の特色ある文化の活用と発信	P1 1
2	東国文化の魅力発信	P1 3
3	世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存と活用	P1 5
4	県民芸術祭の充実と展開	P1 7

5	県立文化施設等の発信力強化	P 19
6	文化を活かした地域づくり	P 21
7	文化活動における多様な参画の促進	P 23

第4章	文化の振興に関する基本的施策	P 25
------------	-----------------------	-------------

参考資料

1	群馬県の現状	P i
2	群馬県の文化の現状	P ii
3	第2次群馬県文化振興指針策定アンケート調査結果（概要）	P vii
4	第2次指針の策定経過	P xvi
5	群馬県文化基本条例	P xvii

第1章 第2次群馬県文化振興指針策定の基本的な考え方

1 趣旨

群馬県では、平成24年4月に文化に関する基本理念や文化行政の目指すべき方向を定めた「群馬県文化基本条例」（以下「条例」といいます。）を施行しました。

その後、平成25年3月に、条例第5条に基づき、「群馬県文化振興指針」（以下、「第1次指針」といいます。）を策定し、文化の振興に関する基本的な指針を定めました。

第1次指針は平成29年度で5年の計画期間が終わることから、これまでの取組や文化を取り巻く社会的な状況の変化を振り返りつつ、今後5年間の文化情勢の変化を見据え、総合的で効果的な文化振興施策を進めるために、「第2次群馬県文化振興指針」（以下、「第2次指針」といいます。）を策定するものです。

2 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

3 指針の位置づけ

第2次指針は、文化振興施策を総合的・効果的に進めるために、文化振興の基本的な指針を定めるものと規定した条例第5条に基づくものです。

また、文化芸術基本法（平成29年6月23日法律第73号）第7条の2で策定が努力義務とされている、「その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（地方文化芸術推進基本計画）」としても、第2次指針を位置づけます。

4 指針の構成

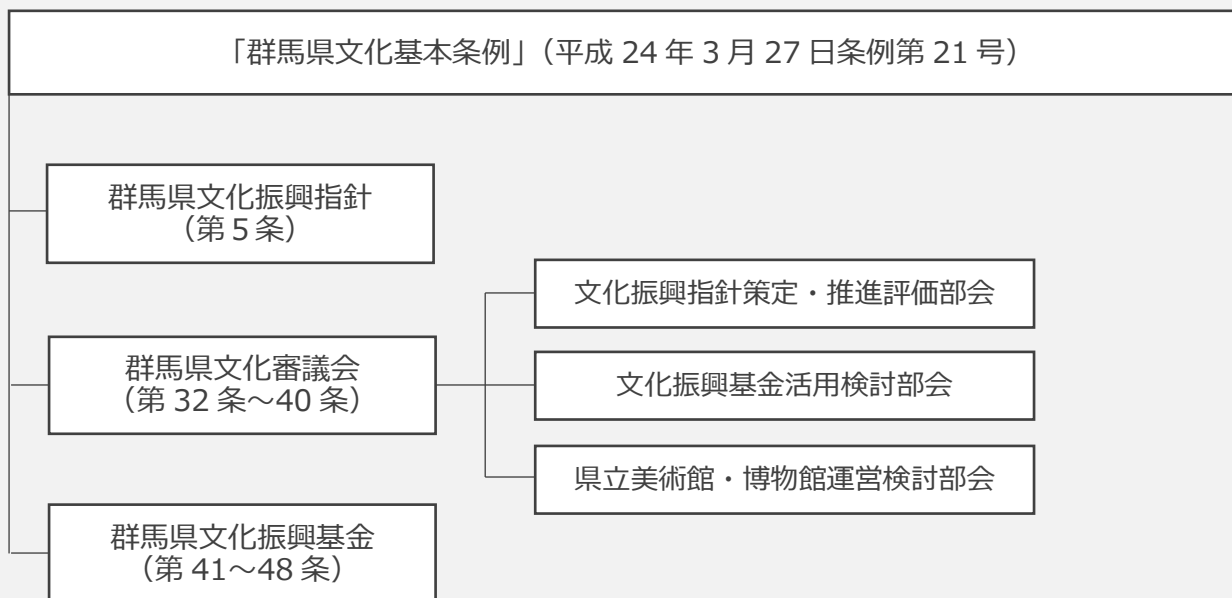
第2次指針では、条例に掲げる基本理念ごとに文化関連施策を分類・整理した上で、計画期間中に特に取り組むべき施策の方向性を明らかにするため、新たに「4つの視点」（第2章）で進める「7つのプロジェクト」（第3章）を設けました。

5 進行管理

第2次指針に基づき文化振興施策を進めるにあたっては、社会経済状況の変化に応じて、柔軟で適切な見直しをするとともに、「群馬県文化審議会」（条例第32条～第40条）による評価を計画期間中に毎年度実施し、その結果を反映していきます。

また、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機と捉え、特に「7つのプロジェクト」を通じて「文化県群馬」の実現を目指し、本県特有の文化の強みを発信していきます。

「群馬県文化基本条例」に基づく文化振興施策の推進体制



文化芸術基本法（平成 29 年 6 月 23 日法律第 73 号）

趣旨

- 文化と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野の連携を促す
- 文化が生み出す様々な価値を文化の継承や発展等に活用する

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2

都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、**その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画**（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 （省略）

第2章 群馬県が目指すべき文化行政の方向性

1 将来像

**心豊かな文化にあふれた活力ある「文化県群馬」の実現を目指し、
先人から受け継いできた「群馬の限りない可能性」を大きくはばたかせる**

今日、社会環境、経済状況等の変化により人と人、人と地域とのつながりが薄まってきています。こうした中、県民一人一人が主役となったいろいろな文化活動を尊重することを基本として、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存・活用などを図っていくことは、郷土への誇りと愛着を深め、心豊かな活力ある地域社会づくりにつながるものです。

本県の文化を取り巻く環境が大きく変化する中、昭和56年3月に県議会で議決された「文化県群馬」宣言の精神を引き継ぎ、心豊かな文化にあふれた活力ある群馬県を築いていきます。

— 「文化県群馬」宣言（昭和56年3月群馬県議会決議） —

われわれの郷土群馬は、古代東国文化のふるさとの地であり、また近代日本の世明けの時代に産業、教育、芸術など各分野でその先駆けとなった輝かしい歴史を残している。時あたかも21世紀を展望する80年代を迎え、このふるさとの土壌の上に科学、芸術、教育をはじめとし、豊かな文化の創造と発展を期すべくその責務を痛感するものである。よって、本議会は、群馬のルネッサンスとも言うべき文化の高揚を目指して、県による条件整備を促進し、文化県群馬実現に向かって全力を挙げることを誓い、ここに「文化県群馬」を宣言する。

条例では文化を、「人が自らの可能性を求めようとする創造的な営みであり、人々に楽しさ、感動、安らぎと生きる喜びをもたらすもの」としています。

この条例の考え方にに基づき、指針でいう「文化」も、文学や音楽、美術、写真、演劇、舞踊といった芸術文化だけでなく、地域に伝わる芸能や活動、娯楽やスポーツ、科学、食や自然、景観といった、文化を生み出す人々の生活や環境に関わるものも含めて広く対象としています。

2 基本理念

1 自主性、創造性及び多様性の尊重

文化を創造し、享受することは人の生まれながらの権利であり、県民全員が「文化」のかけがえのない担い手であることから、文化活動を行う者又は文化活動を行う団体の自主性、創造性及び多様性を十分に尊重します。

2 県民が等しく文化を鑑賞・創造等できる環境の整備

文化活動は県民に喜びや感動、潤いを与え、地域の活性化につながります。そのために、県民が等しく、文化を鑑賞し、文化活動に参加し、文化の創造を行うことができる環境づくりを進めます。

3 県民の文化活動への支援体制の充実

県民の文化活動が継続的に行われるものであることを踏まえ、県民の文化活動が活発に行われるよう、市町村、民間の団体、企業、研究教育機関等と連携した文化振興施策の総合的な支援体制を充実します。

4 文化の継承及び発展を担う人材・団体の育成

文化活動は子どもたちの豊かな心を育て、地域の支え合う力を生み出すことから、文化の継承・発展を担う人材や団体の育成を図ります。

5 文化資産の保存及び活用

豊かな自然と、歴史風土に培われてきた地域における文化資産は、県民の貴重な財産として生まれ、将来にわたり引き継がれるべきものであり、観光や地域振興につながって地域を活性化させていくものであることから、文化資産の保存・活用を図ります。

6 情報の発信及び文化交流の促進

文化活動は国内外の人と人、地域と地域の相互理解を深めるために重要な役割を果たします。そのため、多様な文化との交流と、県民一人一人が群馬の歴史や文化を改めて学び、知るための文化に関する情報の発信力を強化します。

3 文化行政をめぐる近年の動向

少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な進展が目覚ましい現代社会においては、文化の楽しみ方や期待する内容等も変化していきます。ますます厳しさを増す財政状況や、若い世代の担い手不足といった課題もあるなか、常に移りゆく社会のなかで文化がこれからも守り育まれ、発展していくための取組が求められています。

(1) 群馬県の動向

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録や「上野三碑」の世界の記憶登録をはじめとして、県内歴史文化遺産の価値が改めて見直されていることに加え、県立歴史博物館のグランドオープンに続き、群馬コンベンションセンターのオープンが予定されているなど、文化の創造・発信拠点の整備が進んでいます。

平成24年 金井東裏遺跡甲着装人骨の発見

⇒ 「甲冑を着た古墳人」世紀の大発見



金井東裏遺跡の甲着装人骨（渋川市）

平成25年 上毛かるたの著作権と商標権が県に譲渡される

⇒ 先人の思いを引き継ぎ、県民に伝えていく

平成26年 「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界遺産に登録

⇒ 群馬の歴史遺産が「人類共通の財産」に



「富岡製糸場と絹産業遺産群」の
世界遺産登録

平成26年 「旧富岡製糸場」が国宝に指定

⇒ 県内最初の国宝が誕生

平成26年 「群馬の粉食文化・オキリコミ」が県無形民俗文化財に選択

⇒ 群馬の風土に根ざした食文化

平成27年 「かかあ天下一群馬の絹物語」が日本遺産に認定

⇒ 群馬の絹産業をわかりやすいストーリーで紹介



「日本遺産」ロゴマーク

平成27年 群馬交響楽団 創立70周年

⇒ 記念事業として、オペラ「蝶々夫人」を公演

平成28年 群馬県古墳総合調査の完了

⇒ およそ80年ぶりの調査により県内古墳群の全容が解明

平成28年 県民芸術祭 40周年

⇒ 記念事業として、県民芸術祭の発展に顕著な功績のあった個人・団体を表彰

平成29年 「みなかみユネスコエコパーク」認定

⇒ 群馬の豊かな自然と人間社会の共生

平成29年 「草津温泉の湯畑」が国名勝に指定

⇒ 「草津に固有の温泉文化を表象する風致景観」として評価

平成29年 県立歴史博物館 グランドオープン

⇒ 東国文化の魅力発信拠点の充実

平成29年 「上野三碑」がユネスコ「世界の記憶」に登録

⇒ 東アジアの交流を示す歴史遺産

平成29年 上毛かるた 70周年

⇒ 記念事業として、県内初の大人向け大会を開催

平成31年 世界遺産センター オープン（予定）

⇒ 群馬の絹産業遺産の価値や魅力を国内外に発信

平成32年 群馬コンベンションセンター オープン（予定）

⇒ 北関東最大の展示施設を誇る「人・モノ・情報」の集積エリア



「上野三碑」の世界の記憶登録



大人のための「上毛かるた」県大会

(2) 国の動向

文化庁では、「文化資源の積極活用」を目指し、文化を通じた地方創生や経済活性化等に向けた法整備を進めています。また、平成32年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会を、全国の文化活動を活性化し、その仕組みを大会終了後にも継承する好機と捉え、多彩な支援を予定しています。

平成29年 「文化芸術基本法」制定

⇒ 食などにも文化の裾野を広げ、観光や産業など他分野との連携を促すことで、文化の活用を推進し、「文化立国」の実現を目指す

平成30年 「文化財保護法」改正（予定）

⇒ これからの時代にふさわしい文化財保護制度を構築し、日本遺産や歴史文化基本構想等の文化財を中核とする観光・地域づくりの拠点整備を強力に推進

平成32年 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（予定）

⇒ 日本文化の魅力を世界に発信し、全国の文化活動を飛躍的に拡大していくため、国家戦略として文化政策を推進

4 第1次指針の取組成果

(1) 文化審議会による評価

第1次指針に基づく文化振興施策に対する文化審議会の評価は、概ね「達成」との結果となりました。特に、基本理念「文化資産の保存及び活用」のための施策については、高い評価となりました。

基本理念	重点事業	H25	H26	H27	H28
自主性、創造性及び多様性の尊重	群馬県文化基本条例及び指針の周知	改善	改善	改善	横ばい
県民が等しく文化を鑑賞・創造等できる環境の整備	県民芸術祭の開催 フィルムコミッション活動支援事業 メディア芸術推進事業（新しい芸術文化の振興） 群馬交響楽団の支援 上毛かるた活用事業 県立美術館・博物館の運営	改善	改善	横ばい	横ばい
県民の文化活動への支援体制の充実	群馬県文化振興基金運用 文化づくり支援事業（アーツカウンシル調査研究）	横ばい	横ばい	横ばい	横ばい
文化の継承及び発展を担う人材や団体の育成	文化づくり支援事業（次世代育成） はじめての文化体験事業 メディア芸術推進事業（人材育成） 文化づくり支援事業（文化力向上事業）	改善	横ばい	横ばい	横ばい
文化資産の保存及び活用	伝統文化継承事業 古墳総合調査 金井東裏遺跡出土甲着装人骨等調査 世界遺産登録推進 東国文化周知事業 文化づくり支援事業（文化資産発掘・活用事業） 景観行政の推進	改善	改善	改善	改善
情報の発信及び文化交流の促進	文化情報ポータルサイトの設置 群馬の旗力みんなでPR事業 草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル開催支援	改善	横ばい	改善	横ばい
総括		改善	横ばい	横ばい	横ばい

【文化審議会からの主な意見】

- 上毛かるたや群馬交響楽団、東国文化等の「群馬の宝」の価値を県内外に周知する工夫が必要である。
- 上野三碑や古墳群の魅力・価値の認知度は、依然として不十分である。
- 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」は登録後も事業の継続が必要である。
- 県民芸術祭を活用して、サブカルチャーを含めた新しい文化分野を積極的に取り上げるべきである。
- 親しみやすい啓発資料の作成が必要である。
- ターゲットによって広報媒体を使い分け、伝達的手段とコンテンツ両方を工夫すべきである。
- 県立文化施設は専門性と誰でも楽しめる間口の広さを両立し、ミッションを明確にする必要がある。
- アマチュアによる文化活動の充実と併せて、専門的な知識と技術をもった人材の育成も必要である。
- 食文化にも光を当てるべきである。

(2) 県民アンケートから見る評価

第2次指針策定にあたって実施した「第2次群馬県文化振興指針策定アンケート調査」の結果、県民から次のような御意見が寄せられました。【→ 結果の詳細は、巻末「参考資料」に掲載】

■ 文化の継承【参考資料 p.ix、xi、xiii、xv】

- ・レガシー（遺産）として後世に伝えていくために群馬県が取り組むべき事業の核として、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」や「メディア芸術」を含めた「群馬の文化」が望まれています。
- ・「子どもたちへの文化芸術や歴史の継承」の重要度は高く、満足度は低い傾向です。
- ・「子どもたちへの鑑賞・体験機会の提供」や「郷土の歴史・文化の学習」に対する県の助成が望まれています。
- ・文化団体が直面している課題として「活動員の高齢化」、「活動資金の確保」が挙げられました。
- ・「高齢者・障害者が文化活動に参加しやすい環境づくり」の重要度は高く、満足度は低い傾向です。

■ 本県文化の魅力【参考資料 p.viii、xv】

- ・多くの県民が「群馬の文化」＝「上毛かるた」、「群馬交響楽団」、「古墳をはじめとした歴史文化遺産」とイメージしています。
- ・若い世代では、「メディア芸術」に対する関心が高くなっています。
- ・「古墳をはじめとした歴史文化遺産」や「メディア芸術」の振興に関する県の取組については、必ずしも高い満足度を得られていません。

■ 情報の発信【参考資料 p.x、Xii】

- ・本県が誇る「東国文化」のイメージ発信・定着のためには「WEB サイトや SNS による情報発信」が求められています。
- ・文化芸術活動を行うためにほしい情報で最も多いのは「文化施設の催し物のスケジュール」でした。
- ・若い世代では Web サイトやツイッターをはじめとした電子媒体を用いた情報収集が高い割合を占めています。
- ・Web サイトによる情報発信は多くの文化団体・文化施設が既実践しているものの、ツイッターなど SNS を活用しているところは依然として少ないようです。

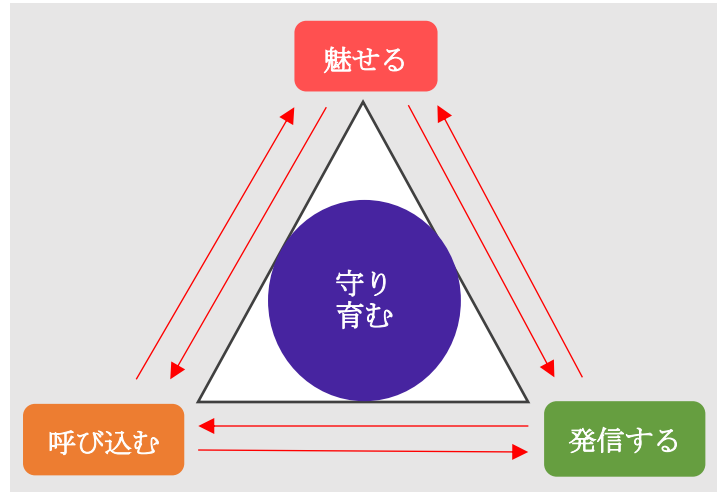
■ 文化の活用【参考資料 p.x、xiii、xv】

- ・「地域の文化資産（景観、食文化などを含む）を活かしたまちづくり」の重要度は高く、満足度は低い傾向です。
- ・「地域の文化資産を活かした地域・観光振興」に対する県の助成が望まれています。
- ・「地域の文化資産・文化芸術」が観光資源として活用されているイメージは低くなっています。
- ・県内の文化施設にもっと行きたくなるためには「著名人・人気がある人の展示会・催し物の開催」が求められています。

5 第2次指針における4つの視点

① 守り育む

先人たちから受け継いできた文化を今後も伝えていくためには、保存・継承の取組が不可欠です。地域による伝統文化の継承や新たな創造の支援、文化財の適切な保存・管理、そのための専門的な知識と技術をもった人材の育成など、かけがえのない文化資産を次の世代に向けて「守り育む」視点で施策を推進していきます。



② 魅せる

本県には、地域のなかで育まれてきた文化や、世界に誇れる歴史文化遺産が数多くあります。他県にはない群馬特有の文化がもつ強みを最大限に活かすため、まだ埋もれている文化資産を含めてその魅力に磨きをかけ、価値をわかりやすく伝えられるように見せ方を工夫することで、より多くの人々に向けて「魅せる」視点で施策を推進していきます。

③ 発信する

膨大な情報が氾濫する現代社会においては、単に発信するだけでなく、情報を「見てもらう」工夫も求められます。SNS といった新たな通信技術の活用や、多言語化の取組といった発信の「方法」と、人々の興味をひくことができる「内容」の両方を充実させ、時代のニーズとターゲットに応じた多様な手法で、より多くの人々に向けて「発信する」視点で施策を推進していきます。

④ 呼び込む

文化を活用して人々のにぎわいを生むためには、実際に足を運んでもらう来訪者の目線に立った工夫が求められます。魅力的な展示や催し物の開催を通じた県立文化施設の利用促進や、観光・まちづくり関連分野との連携を通じた地域の魅力向上と交流人口の拡大を目指して、より多くの人々に向けて「呼び込む」視点で施策を推進していきます。

第3章 7つのプロジェクト

01 群馬の特色ある文化の活用と発信

02 東国文化の魅力発信

03 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存と活用

04 県民芸術祭の充実と展開

05 県立文化施設等の発信力強化

06 文化を活かした地域づくり

07 文化活動における多様な参画の促進

01 群馬の特色ある文化の活用と発信

群馬県には、全国に誇れる本県特有の文化があります。
県民の郷土への誇りと愛着を育むこれら「群馬の宝」の魅力をいっそう磨きあげ、さらなる発展につなげるための活用と発信に取り組みます。

群馬交響楽団の活用と発信

群馬交響楽団は、「高崎市民オーケストラ」を前身として昭和20年に創設された、日本初のプロの地方楽団です。

市民の力によって生まれ、愛されてきた群馬交響楽団が、「オーケストラをもっと身近に」を合い言葉に今後も安定した活動の続け、県内外に優れた音楽の感動を届けられるよう支援していきます。

また、昭和22年から延べ630万人以上の子どもたちに鑑賞機会を提供してきた移動音楽教室を今後も継続して実施していくほか、トップクラスの地方オーケストラとしてレベルアップしていきます。

〔主な取組〕

- 移動音楽教室・高校音楽教室の実施
- 定期演奏会の開催
- 県外公演拡充を通じた文化交流の促進



オペラ「蝶々夫人」
(70周年記念事業)



移動音楽教室

「上毛かるた」の活用と発信

「上毛かるた」は、昭和22年の誕生以来、累計148万部(H29.11時点)を発行してきた、日本一の郷土かるたです。

昭和23年から毎年開催されている競技県大会には多くの子どもたちが参加しており、「上毛かるた」に込められた先人たちの思いは、ふるさとへの愛着の象徴として大人になっても心に刻まれています。

県では、競技県大会の支援に加えて、副読本の発行を通じた子どもたちの郷土学習支援に取り組んでいるほか、企業広告等での利用促進を図ることで、県内外にふるさと群馬の魅力を発信していきます。

〔主な取組〕

- 上毛かるたの発行
- 副読本等関連書籍の発行と活用
- 上毛かるた競技県大会の支援
- 上毛かるたの活用(利用許諾)



上毛かるた「副読本」



上毛かるた 競技県大会

目標・指標

	平成28年度実績	平成31年度	平成34年度
■ 定期演奏会平均入場者数（群馬交響楽団）	1,529人	⇒ 1,500人	⇒ 1,700人
■ 上毛かるた利用許諾件数	93件	⇒ -	⇒ 150件

群馬の食文化の活用と発信

平成26年に県の無形民俗文化財に選択された「おっきりこみ」は、本県の粉食文化を代表する郷土食として、県民に親しまれています。

また、すべての食材を県内でまかなえる「すき焼き」には、豊かな大地の恵みにあふれた群馬県の魅力が凝縮しています。

県民の生活と切り離せない「食」にまつわる文化の発信を通じて、本県ブランドの創出を目指し、多彩な食文化で県内外の人々を魅了します。

〔主な取組〕

- 群馬県おっきりこみプロジェクト
- 群馬県すき焼きプロジェクト



おっきりこみ



すき焼き

群馬の温泉文化の活用と発信

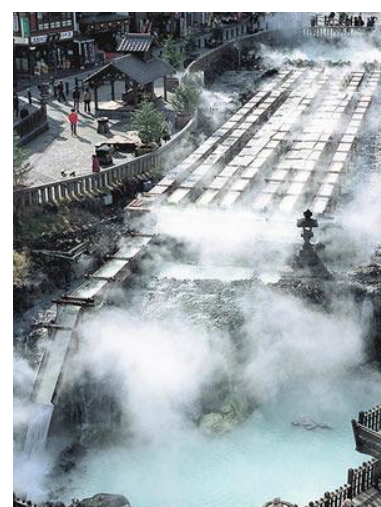
本県は、草津、伊香保、水上、四万をはじめ、200か所を超える温泉地に恵まれた全国屈指の「温泉大国」です。

平成29年には「草津温泉の湯畑」が国の名勝に指定され、本県の温泉文化や独自の景観が高く評価されました。

古くから受け継がれてきた湯治の歴史や湯の町ならではの祭りや情緒、訪れる人々を迎える「おもてなしの心」など、温泉文化を魅力的な観光資源として活用を図るとともに、日本独自の無形文化遺産としても、その価値を発信していきます。

〔主な取組〕

- 温泉、まちあるきなど魅力的な観光資源の周遊促進
- 群馬県温泉アドバイザー養成事業
- 県立文化施設での企画展示



国指定名勝「草津温泉の湯畑」

02 東国文化の魅力発信

群馬県は、古代において東日本を代表する経済・文化の中心地でした。

全国有数の規模を誇る古墳群や、日本最古の石碑群など歴史文化遺産の“すごさ”を“わかりやすく”伝え、「東国文化＝群馬」のイメージを全国に定着させて誘客促進につなげます。

東国文化の魅力発信

(1) 東国文化周知事業

県内には13,000基を超える古墳群があります。旧石器時代に日本に人が住んでいたことを明らかにした「岩宿遺跡」や、東日本最大の「太田天神山古墳」、埴輪としては唯一の国宝である「挂甲武人埴輪」(太田市飯塚町出土)などが語るように、古代群馬は東国文化の中心地として大きく栄えていました。

副読本の発行や東国文化自由研究の実施等を通じて、子どもたちに東国文化の価値や魅力を知ってもらうとともに、AR等の先端技術を活用した遺跡の復元、古墳や埴輪のすごさを体感できる機会の提供などにより、東国文化を発信し、誘客促進につなげます。



東国文化の魅力をわかりやすく解説した副読本



岩宿遺跡 (みどり市)



太田天神山古墳 (太田市)



古代東国文化サミット
(創作古代劇)



上野国分寺 (天平衣装行列)

〔主な取組〕

- 中学校での「東国文化副読本」活用による学習支援
- 古墳や遺跡を会場としたイベントの開催
- AR等の先端技術を活用した魅力の発信
- 歴史文化遺産をめぐるツアーの実施
- 観光DMOと連携した誘客促進

(2) 東国古墳文化展示室

東日本随一の副葬品や埴輪が見つかった綿貫観音山古墳の出土品を中心に県立歴史博物館に常設展示し、東国文化の価値や魅力を発信します。

〔主な取組〕

- 東国文化をテーマにした展示
- 東国文化に関する調査研究



東国古墳文化展示室

目標・指標

	平成28年度実績	平成31年度	平成34年度
■ 東国文化の認知度	40.7%	⇒ 80%	⇒ 90%
■ 東国文化副読本を活用する学校の割合	72.6%	⇒ 100%	⇒ 100%

世界の記憶「^{こうずけさんび}上野三碑」の魅力発信

ユネスコ「世界の記憶」への登録を果たした「上野三碑」について、シンポジウムや講演会を通じてその世界的な価値や魅力を発信するとともに、様々な広報媒体を活用した広域的な周知活動を行うことで、県内の歴史文化遺産と連携した観光誘客に活用していきます。



山上碑 多胡碑 金井沢碑



日中韓国際シンポジウム

〔主な取組〕

- 各種広報媒体を活用した県内外への周知
- 県内歴史文化遺産と連携したスタンプラリーの実施
- シンポジウムや講演会の開催
- 上野三碑の子ども向け副読本の発行・活用

上野三碑 ～1300年前の東アジアの交流を記す日本最古の石碑群～

山上碑、多胡碑、金井沢碑からなる「上野三碑」はいずれも国宝と同格の「特別史跡」であり、中国を起源とする漢字や政治の制度、インドを発生地の地とする仏教が日本に伝来し、東国の群馬県地域にも伝えられて高い文化が育まれたことを示しています。

「偲ぶ毛の国」群馬の魅力発信

東国文化の中心地であり、東日本最大の古墳大国である本県が誇る歴史文化遺産の調査研究を進め、長期的な展望を持って県民、市町村と一体となって必要な整備を進めながら、群馬の魅力を全国に発信します。

〔主な取組〕

- 史跡上野国分寺跡整備
- 文化財保存事業費補助特別枠
- 古墳・金井東裏遺跡情報発信事業
- 史跡上野国分寺跡保護管理運営
- 観音山古墳保護管理運営
- 金井東裏遺跡出土 甲着裝人骨等調査



群馬県古墳総覧



古墳王国展（金井東裏遺跡出土品）

03 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存と活用

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、県内には絹遺産が数多くあります。人類全体の財産として守り伝えていくべき「世界遺産」と「日本遺産」、「ぐんま絹遺産」のネットワーク化を推進し、一体的な保存と活用に向けた取組を目指します。

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存と活用

(1) 構成資産の保存と活用

「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、高品質な生糸の大量生産を可能にした養蚕・製糸の生産システムを示す富岡製糸場、田島弥平旧宅、高山社跡、荒船風穴の4資産で構成されています。

世界に誇るこの世界遺産を後世に守り伝えるため、構成資産である国宝や史跡をはじめ緩衝地帯の適切な保存と活用に取り組みます。

〔主な取組〕

- 構成4資産（富岡製糸場、田島弥平旧宅、高山社跡、荒船風穴）の保存修理・整備活用事業
- 包括的保存管理計画による適切な保存管理・整備活用

(2) 世界遺産センター（仮称）の整備

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の価値を中心に、群馬の絹産業全般にわたって研究、ガイダンスを行う世界遺産センターを整備します。

センターでは構成資産の所在する4市町と連携し、世界遺産の価値や魅力を国内外に発信します。

〔主な取組〕

- 世界遺産、日本遺産、ぐんま絹遺産の普及広報
 - 世界遺産の歴史、価値の研究
- 小幡組製糸レンガ造り倉庫



富岡製糸場



田島弥平旧宅



高山社跡



荒船風穴

日本遺産「かかあ天下－ぐんまの絹物語－」

女性達の活躍に支えられた群馬の絹産業を13の構成文化財で紹介した日本遺産「かかあ天下－ぐんまの絹物語」。

地域に点在する文化財をパッケージ化し、物語を読み解くように訪れることで、これまでとは違った歴史の奥深さや地域の魅力の発見につなげ、魅力ある地域づくりと誘客促進を図ります。

〔主な取組〕

- 日本遺産の普及広報



旧模範工場桐生燃糸合資会社事務所棟



富沢家住宅



中之条町六合赤岩
伝統的建造物群保存地区



永井流養蚕
伝習所実習棟



小幡組製糸
レンガ造り倉庫

目標・指標

■ ぐんま絹遺産の認知度

平成28年度実績 ⇒ 平成31年度

54.4%

60%

ぐんま絹遺産の保存と活用

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」のほかにも、県内には絹に関するたくさんの文化財などが残っています。

これら県内に残る養蚕・製糸・織物などの絹産業に関わる建造物や民俗芸能などを「ぐんま絹遺産」として登録し、「ぐんまのたからもの」として保存活用を図ります。



ぐんま絹遺産 HP



「きぬめぐり」アプリ



前橋市重要無形民俗文化財
「春日神社太々神楽」



国登録有形文化財
「旧曾我織物工場」



国重要文化財「碓氷峠鉄道施設」

〔主な取組〕

- ぐんま絹遺産保存活用支援
- 絹の国ぐんまナビアプリ「きぬめぐり」活用推進
- ぐんま絹遺産ネットワーク推進

世界が認める「群馬の宝」の発信 ～ユネスコなどの登録遺産～

本県には、ユネスコにより登録された世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」と世界の記憶「上野三碑」や、文化庁により認定された日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」のほかにも、世界や日本国内からその価値が高く評価された遺産が数多くあります。

◇ 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）

- ・生物圏保存地域「みなかみユネスコエコパーク」

◇ NPO 法人日本ジオパークネットワーク

- ・日本ジオパーク「下仁田ジオパーク」
- ・日本ジオパーク「浅間山北麓ジオパーク」（長野原町・嬬恋村）

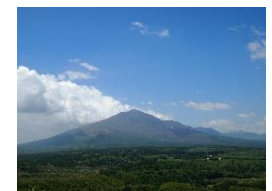
これら誇るべき「群馬の宝」を次の世代へと大切に継承していくとともに、互いに関連させるなど、それぞれの魅力や価値を高め合い発信していくことを目指します。



みなかみユネスコエコパーク



下仁田ジオパーク



浅間山北麓ジオパーク

04 県民芸術祭の充実と展開

昭和52年の開始以来、40年を超える長い歴史をもつ県民芸術祭。
平成32年春にオープンする群馬コンベンションセンターも県民の文化活動の場として活用することで、ますますの充実と発展を目指します。

次代を担う人材の発掘・育成

県内全域から多種多様な文化団体が参加する県民芸術祭は、本県文化芸術の「表現の場」の象徴です。

多彩な分野が集まる強みを活かして、次世代の文化の担い手である子どもたちに、歌舞伎や人形浄瑠璃、茶道や華道、書道など、普段触れる機会の少ない文化芸術に親しむきっかけをつくります。

また、若い世代の参加を促すことで、県内文化活動の活性化を図るとともに、日頃の創造活動の成果を発表する機会を提供することで、新たな才能を発掘・育成します。



子ども歌舞伎公演



ぐんま新人演奏会

〔主な取組〕

- ぐんま新人演奏会
- 新進演奏家支援事業（グリーンコンサート、星空コンサート）
- 小中学校伝統芸能教室（邦楽・人形芝居）
- 子どもワークショップ（はじめての文化・芸術ふれあい教室）
- ぐんま子ども歌舞伎公演
- 県内文化団体等による新人発掘・育成事業の支援

メディア芸術の充実と展開

マンガ、アニメーション、映像などのメディア芸術は、日本が世界をリードする新たな芸術分野です。

本県でも、平成25年度から「GUNMA マンガ・アニメフェスタ」を開催し、創作の場や鑑賞の機会を提供するとともに、優れた作品の顕彰を行ってきました。

県民芸術祭の裾野を広げ、本県文化の新たな魅力発掘のきっかけとなることを目指し、メディア芸術をはじめとした新たな創造活動を促す取組を推進していきます。



GUNMA マンガ・アニメフェスタ
（痛車の展示）

〔主な取組〕

- メディア芸術推進事業（GUNMA マンガ・アニメフェスタ）

目標・指標

	平成28年度実績	平成31年度	平成34年度
■ 県民芸術祭及び市町村等主催の各種文化行事への参加者数	428,585人	⇒ 420,000人	⇒ 450,000人

県民芸術祭の充実と展開

県民芸術祭は、県展5部門（美術・書道・写真・華道・茶道）を中心として、多くの県民の方が文化活動に積極的に参加できる場であるとともに、優れた芸術鑑賞の機会を提供する場として、県内文化団体や市町村等の文化事業を加えて県内各地で開催されており、平成28年度に40周年を迎えました。

平成32年春にオープンする群馬コンベンションセンターの優れた立地条件と、これまで本県になかった機能を活用することで、県民芸術祭の新たな可能性を探ります。

県展5部門



美術展覧会



書道展覧会



大茶会



華道展覧会



写真展覧会

〔主な取組〕

- 県民芸術祭企画運営（事業企画検討会議の開催）
- 県民芸術祭参加・協賛事業の開催支援

群馬コンベンションセンターについて

群馬県では、人口減少社会にあって、将来の産業経済の維持発展のため、「人・モノ・情報」を呼び込み、若者・女性が活躍できる雇用の創出や、産業の活性化につなげることを狙いとして、高崎駅東口に群馬コンベンションセンターを整備します。

1万㎡の屋内展示場や、約2,500人を収容できる会議施設のほか、2万㎡を超える屋外展示場、2千台以上の駐車場を備えています。

これまで県内で開催できなかった大規模な展示会や学会、コンサート・ライブなどを開催することができます。



群馬コンベンションセンター
完成イメージ

05 県立文化施設等の発信力強化

県立文化施設等は、県民に最も身近な文化拠点のひとつです。

多くの県民に親しまれ、地域のなかで中核的な役割を果たすため、それぞれの施設が専門性を活かしながら魅力的な展示や教育普及イベント等を企画し、情報発信を強化します。

近代美術館

日本と西洋の近・現代美術を中心に、幅広い美術品を収蔵・展示しています。優れた美術の鑑賞機会を提供する企画展や、若い作家のための公募展の開催、作品解説・講演会、子ども向けワークショップなどの教育普及活動の充実を図るとともに、各種メディアを活用して、情報を積極的に発信していきます。



館林美術館

「自然と人間」をテーマに作品を収集・展示しており、平成33年度は、開館20周年記念企画展を実施します。小学生木版画展や高校生による夏休み宿題相談室の開催など学校教育との連携のほか、大人から子どもまで幅広い年代層に向けた講演会やワークショップなどの教育普及事業の充実に取り組んでいきます。



歴史博物館

東国文化の中心であった群馬の特色をアピールするとともに、改修により充実した展示室等を有効活用し、タイムリーなトピック展示や、平成31年度の開館40周年記念企画展などを実施します。また、子どもたちが群馬の歴史を学び未来を展望できるように、小中学校の歴史教育での利用促進を図ります。



自然史博物館

地球の誕生から現在まで約46億年の生命進化の歴史や本県の豊かな自然を実物大模型やジオラマ等で紹介しています。年3回の企画展を行うとともに、群馬県内自然史の調査研究を行い広く県民に公開します。また、各世代に応じた講座や観察会など各種教育普及事業や人材育成の充実にも取り組んでいきます。



土屋文明記念文学館

本県にゆかりのある文学者及び文学の魅力を県内外に発信する中核施設として、毎年4回の魅力ある企画展を実施するとともに、特別講座等の講座を開催します。また、「小学生の短歌教室」、「歌人が学校に！」など学校教育との連携を進めることで、未来を担う子どもたちに文学を学ぶ機会を提供していきます。



〔美術館・博物館の主な取組〕

- 民間企業との共催や全国巡回展の誘致も含めたメリハリのある魅力的な企画展の開催
- SNSやインターネット等を通じた、美術館・博物館情報の積極的なPR
- 教育普及事業の充実

目標・指標

(年間平均)

平成25年度～28年度 平成30～34年度
487,860人 ⇒ 540,000人

■ 美術館・博物館の入館者数

近代美術館：100,000人	館林美術館：55,000人	歴史博物館：100,000人
自然史博物館：250,000人	土屋文明記念文学館：35,000人	

群馬県民会館

県域的・広域的な文化事業、伝統芸能の継承や担い手の育成などの中核的な施設で、2,000席級の大ホール、充実した舞台設備を備えています。開館以来46年経過していることから、耐震対策と座席の改善など、県民目線での改修を進めます。(大規模改修工事を平成32年度～平成33年度に予定。)



県立図書館

県民の「さまざまな学び」を支援する図書館として、県民のニーズに対応した多分野にわたる資料の収集や発信力の強化、調査相談機能の充実に努めます。また、県内の読書環境を向上させるため、市町村立図書館や学校図書館を支援するとともに、子どもの読書活動の推進に向けた取組を進めていきます。



ぐんま昆虫の森

身近な昆虫との触れ合いを通じて、生命の大切さや自然環境への理解を深め、全国的にもユニークな体験型教育施設として、積極的に情報発信を行います。学校利用や団体利用を促進するとともに、幅広い利用者を対象として、自然観察会や昆虫ふれあいコーナーなどの魅力的なプログラムを展開していきます。



ぐんま天文台

天文学を通じて学校・地域と協働し、多様な学習機会を提供する教育施設として、150cmの大型望遠鏡や天体観察会等による「本物体験」の機会を提供します。また、天文学のすそ野拡大を図るため、学校利用や授業サポートによる学習支援や、一般向けの講演会などの取組を推進します。



日本絹の里

本県が誇る絹産業の歴史や技術などを伝える展示や、染色・手織り・繭クラフトなどの体験を通じて、蚕糸や絹文化に関する理解を深め、継承していきます。また、施設内のシルクショップで群馬の絹を使った絹製品を取りそろえ、蚕糸絹業関係者の交流の拠点となるとともに、その魅力の発信に取り組んでいきます。



06 文化を活かした地域づくり

地域のなかで育まれる文化は、そこに集う人々の絆を深め、地域のかげがえのない記憶となって次世代へと伝えられていきます。県内各地で守り伝えられてきた伝統文化の継承と、多様な創造活動への支援を通じて、個性豊かで活力ある地域づくりを目指します。

伝統文化を活かした地域づくり

(1) 「群馬のふるさと伝統文化」支援

地域の伝統文化（民俗芸能、祭り・行事）は、住民同士の交流を深め、賑わいを生む大切な役割を担っています。

一方で、担い手の高齢化や、道具の老朽化などの理由により、活動の継続が難しいところもあり、平成25年度に実施した調査では、県内の伝統文化の約30%にあたる240件が中断・廃絶しているという、危機的状況が明らかとなりました。

こうした地域が抱える課題を把握し、市町村と連携しながら、伝統文化を次世代に残そうとする意欲のある団体を支援します。



世良田祇園祭
(太田市)



沼田祇園祭
(沼田市)



大間々祇園まつり
(みどり市)



祇園囃子の練習会
(子ども伝統文化継承事業)



伝統文化のボランティア支援
(伝統文化サポーター事業)

〔主な取組〕

- 「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金
(伝承者の養成、子どもへの継承活動等)

(2) 伝統文化継承コーディネート事業

5年ごとの調査により県内伝統文化の実態把握に努め、データベース化するとともに、その結果をホームページで公開することで、県民に広く現状を知ってもらおう事業や、伝統文化の技術を伝えるための講習会等、市町村や文化団体にとって活動の参考となるモデル事業の実施を通じて、県全体での継承支援を行います。

〔主な取組〕

- ぐんまの伝統文化調査
- ぐんま地域文化マップ運営
- 伝統文化継承モデル事業



ぐんま地域文化マップ



篠笛の技術講習会
(伝統文化継承モデル事業)

目標・指標

	平成25年度実績	平成30年度	平成34年度
■ 県内伝統文化の継承件数	615件	⇒ 620件	⇒ 620件
■ 「群馬の文化」支援事業補助金採択件数		平成28年度実績 14件	⇒ 平成34年度 20件
■ 「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金採択件数		39件	⇒ 40件

「群馬の文化」を活かした地域づくり

各地域がそれぞれの個性を発揮した多様な創造活動を行うことは、文化だけでなく地域の活性化にもつながります。

地域の文化資産を活かした観光や地域振興につながる事業や、次世代を担う子どもたちに文化に触れる機会を提供する事業など、「群馬の文化」を元気にするために、市町村や地域の団体が主体的に取り組む、多様な活動を支援します。



伊勢崎銘仙ファッションショー
(文化力向上事業)



親子で楽しむミュージカル
(次世代育成事業)



中之条ビエンナーレ
(文化資産発掘・活用事業)

〔主な取組〕

- 「群馬の文化」支援事業
(文化力向上、次世代育成、文化資産発掘・活用)

地域の伝統文化を継承していくための支援

各地域の伝統文化（民謡・民舞、神楽、歌舞伎、獅子舞、人形芝居、祭り囃子、山車その他の伝統芸能や、地域の年中行事など）の適切な保存、継承、発展を図るための支援事業として、活動に必要な道具の購入や修繕、映像記録による保存、子どもや活動の担い手を育成する講習会や発表会の開催などの取組を支援しています。



獅子頭の修繕（浜川町獅子舞保存会）



映像記録 DVD（下南室太々御神楽保存会）



伝統芸能発表会（みなかみ伝統芸能保存会）

07 文化活動における多様な参画の促進

文化のかたちはひとつではなく、向き合い方も多様です。文化を通じてあらゆる人が個性を発揮し、違いを超えて互いを尊重できる社会を目指して、すべての県民が文化に親しみ、参加できる環境づくりに取り組みます。

障害のある人の参画の促進

文化活動を通じて幸福で豊かな生活を実現することは全ての人の権利であり、障害のある人とない人との「お互いの理解」を促進する上でも大切なものです。

また、日常の驚きや発見、感動をかたちにする創作活動は、障害のある子どもたちにとっても豊かな情操をはぐくむだけでなく、自己表現を通じて社会とのつながりをもつ大切なきっかけとなります。

障害のある人が文化活動を通じてそれぞれの個性を発揮し、社会への参加や自己実現につなげていける環境づくりを進めます。



障害者作品展



ハートフルアート展

〔主な取組〕

- 障害者週間記念行事「障害者作品展」
- こころのふれあいバザー展
- 知的障害児者施設製作品展示
- ハートフルアート展（群馬県特別支援学校児童生徒作品展）

高齢者の参画の促進

高齢者の文化活動は、「生きがい」に満ちた質の高い生活を送る上で大きな役割を果たすだけでなく、豊富な知識と経験を有する地域文化の支え手として、社会参加を促すきっかけともなります。

発表の機会の提供や創作活動の支援等に取り組むことで、高齢者が文化活動を通じて元気に活躍できる社会の実現に向けた環境の整備を進めます。



群馬県老人クラブ連合会
芸能発表大会



ぐんまときめきフェスティバル
ときめき俳句大会

〔主な取組〕

- ぐんまときめきフェスティバル開催
- 群馬県老人クラブ連合会芸能発表大会

第4章 文化の振興に関する基本的施策

第4章は、平成30年度当初予算の内容が固まり次第、事業の分類・整理を行います。

将来像

心豊かな文化にあふれた活力ある「文化県群馬」の実現を目指し、
先人から受け継いできた「群馬の限りない可能性」を大きくはばたかせる

	主な事業	事業数
1. 自主性、創造性及び多様性の尊重	群馬県文化基本条例及び指針の周知	—
2. 県民が等しく文化を鑑賞・創造等できる環境の整備		
(1) 芸術文化等の振興		
① 芸術文化の振興	県民芸術祭の開催	—
② 群馬県特有の文化の振興	群馬交響楽団支援	—
③ 創造性豊かな地域づくりの推進	文化づくり支援事業	—
④ スポーツ文化及び科学の推進	—	—
(2) 文化活動の充実		
① 県民の文化活動の充実		—
② 高齢者の文化活動の充実		—
③ 障害者の文化活動の充実		—
④ 青少年の文化活動の充実		—
⑤ 学校教育における文化活動の充実		—
(3) 文化施設における鑑賞機会の充実	—	—
(4) 県民が文化活動を行う場の提供	—	—
3. 県民の文化活動への支援体制の充実		
(1) 文化活動に係る研究教育機関等の充実	—	—
(2) 文化活動に対する企業等の支援の促進	—	—
(3) 多様な主体との連携による支援体制の整備	—	—
(4) 県の支援体制の充実	—	—
4. 文化の継承及び発展を担う人材・団体の育成		
(1) 次世代を担う子どもたちの育成	—	—
(2) 文化活動を担う者の育成	—	—
(3) 文化団体の育成等	—	—
(4) 文化活動を支える活動を行う者及び団体の育成等	—	—
(5) 顕彰制度の充実	—	—
5. 文化資産の保存及び活用		
(1) 伝統文化の保存等	—	—
(2) 文化財等及び歴史的な文書等の保存事業	—	—
(3) 世界遺産等への登録等	—	—
(4) 地域の文化資産の活用	—	—
(5) 文化資産を活かしたまちづくり	—	—
6. 情報の発信及び文化交流の促進		
(1) 文化に関する情報の収集や発信	—	—
(2) 文化を通じた地域間交流や国際交流の推進	—	—

基本理念ごとに事業を分類・整理し、
主要なものを記載します。
※ここに記載している事業へ（例）です。

基本理念

1 自主性、創造性及び多様性の尊重

	事業名	概要	担当課名
1	群馬県文化基本条例及び指針の周知	群馬県文化基本条例及び群馬県文化振興指針の周知を図ります。	文化振興課
2			

2 県民が等しく文化を鑑賞・創造等できる環境の整備

(1) 芸術文化等の振興

① 芸術文化等の振興

	事業名	概要	担当課名
1	県民芸術祭の開催	多くの県民が文化活動に参加し、優れた芸術鑑賞の機会を提供することで、個性豊かな県民文化の育成・創造を目指します。	文化振興課
2			

② 群馬県特有の文化の振興

	事業名	概要	担当課名
1	群馬交響楽団支援	県民の財産である群馬交響楽団を支援し、各種演奏会などの活動を通して県民が音楽に親しむ機会を提供します。	文化振興課
2			

③ 創造性豊かな地域づくりの推進

	事業名	概要	担当課名
1	文化づくり支援事業	「群馬の文化」を元気にする地域での多様で創造性豊かな活動に対して、財政的・人的支援を行います。	文化振興課
2			

基本理念ごとに、文化の振興に関する基本的施策（事業）のすべてを掲載します。

参考資料

1 群馬県の現状

(1) 本県の人口等の推移

国勢調査によれば、全国の人口は平成22年（128,057千人）にピークを迎え、今後の推計によれば減少していくことが予想されています。

本県の人口のピークは平成12年（2,025千人）で、平成27年（1,973千人）にはピーク時と比べて52千人減少（-2.6%）しています。

人口減少に加えて高齢化も進行しており、平成27年の65歳以上人口は県人口の27.6%に及んで過去最高となっています。また、65歳以上人口のうち75歳以上人口（259千人）も過去最高となり、調査開始から初めて15歳未満人口（251千人）を上回りました。推計によれば、2040年には高齢化率が36.6%にまで上昇することが予想されています。

一方、出生数及び合計特殊出生率の状況を見ると、直近の平成28年では出生数が13,661人、合計特殊出生率が1.48となっています。昭和40年の27,885人、2.21と比較すると、それぞれ14,224人、0.73の減となっており、少子化が進んでいることがうかがえます。

● 人口と高齢化率の推移

人口単位：千人

		昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
		1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
人口(全国)		99,209	104,665	111,939	117,060	121,048	123,611	125,570	126,925	127,767	128,057	125,430
群馬県	人口	1,606	1,659	1,756	1,849	1,921	1,966	2,004	2,025	2,024	2,008	1,973
	うち65歳以上	110	131	154	184	215	256	313	367	417	471	540
	うち75歳以上	33	38	48	63	80	102	124	155	198	233	259
	高齢化率(%)	6.9	7.9	8.8	10.0	11.2	13.0	15.6	18.2	20.6	23.6	27.6
	75歳以上	2.1	2.3	2.7	3.4	4.2	5.2	6.2	7.7	9.8	11.7	13.2

出典：総務省統計局「平成27年国勢調査結果」、群馬県企画部統計課「平成27年国勢調査 群馬県の人口と世帯【人口等基本集計結果】」

〔推計〕

人口単位：千人

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
人口(全国)		125,325	122,544	119,125	115,216	110,919
群馬県	人口(a)	1,920	1,858	1,787	1,711	1,630
	うち65歳以上(b)	578	582	580	583	596
	うち75歳以上(c)	295	344	362	355	345
	高齢化率(%)	30.1	31.3	32.5	34.1	36.6
	75歳以上(c)/(a)×100	15.4	18.5	20.3	20.7	21.2

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成29年推計）

※上記推計は、死亡中位・出生率中位仮定による

● 出生数と合計特殊出生率の推移

単位：人

		昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成27年	平成28年
		1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2014	2015	2016
出生数		27,885	29,429	29,616	25,140	22,917	19,470	19,431	19,445	17,134	16,023	14,522	14,256	13,661
合計特殊出生率		2.21	2.16	1.99	1.81	1.85	1.63	1.56	1.51	1.39	1.46	1.44	1.49	1.48

出典：厚生労働省「人口動態統計年報」

(2) 本県の伝統文化の継承状況

市町村合併による地域活動の広域化や山間地での過疎化が進むなかで、地域の文化を育んできた人や地域の一体感と絆が希薄になってきています。

県内の伝統文化継承に係る実態調査を平成25年に実施した結果、神楽・獅子舞等の民俗芸能の3割近く、祭り・行事の1割以上が「継承の危機」にあることがわかっています。

● 伝統文化継承状況

単位：件数

	平成20年度					平成25年度				
	総件数	復活	危機	中断中	廃絶	総件数	復活	危機	中断中	廃絶
民俗芸能 (構成比)	855	11	-	197	23	855	11	-	178	62
		-	24.4%				-	28.1%		
祭り・行事 (構成比)	846	5	26	11	37	982	6	26	32	66
		-	8.7%				-	12.6%		

出典：群馬県・（公財）群馬県教育文化事業団「平成25年度伝統文化継承事業 調査報告書」

2 群馬県の文化の現状

(1) 文化活動団体数

■ 文化活動団体数

平成29年において各市町村文化協会に加盟している団体数は2,834団体であり、61,000人が所属していますが、平成11年と比較すると団体数は1,150団体の減、所属人数は53,000人の減となっており、所属人数はおよそ半数近くまで減少しています。

● 文化活動団体数（各市町村文化協会）

単位：団体、千人

	H11	H16	H21	H25	H26	H27	H28	H29
団体数	3,984	3,932	3,490	3,083	3,089	2,985	2,881	2,834
所属人数	114	103	83	68	68	65	63	61

出典：群馬県文化協会連合会「各市町村文化協会等活動概要」

■ NPO 法人数（文化芸術関係）

平成29年において文化芸術活動を活動分野の1つに含むNPO法人の割合は45.9%（400団体）であり、全国の35.9%を上回っています。また、平成24年に比べ88団体増えています。

さらに、文化芸術活動を主たる活動分野とするNPO法人の割合は11.6%（101団体）となっています。

● NPO法人数（文化芸術関係）

（単位：法人（NPO法人数に対する割合：%））

	H24	H27	H29
群馬県	312 (41.1%)	381 (45.1%)	400 (45.9%)
全国計	15,852 (34.2%)	18,083 (35.5%)	18,545 (35.9%)

※「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」を、活動分野の1つに含む法人

※H24、H27は12月31日、H29は9月30日現在

	H24	H27	H29
群馬県	71 (9.4%)	96 (11.4%)	101 (11.6%)

※「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」を、「主たる活動分野」とする法人

※H24、H27は12月31日、H29は9月30日現在

■ 劇場・音楽堂等の主・共催公演数

平成26年度において公立劇場・音楽堂等で主催または共催した公演件数は418件で、全国17位となっており、全国平均の430件を下回っています。

一方で、近年は全国平均も減少傾向にあり、前回調査時（平成19）年と比較して、本県の全国順位は上昇しています。

● 劇場・音楽堂等の主・共催によるホールでの舞台芸術・芸術公演の件数

（単位：件）

	H10	H13	H16	H19	H26
群馬県	475	504	511	438	418
[全国順位]	17位	18位	13位	22位	17位
全国計	19,210	24,138	20,650	22,014	20,218
全国平均	409	514	439	468	430

出典：文部科学省「社会教育調査」

※平成27年度から「文化会館調査」が「劇場・音楽堂等調査」に名称変更

(2) 県民の文化芸術の鑑賞の動向

■ 県民芸術祭入場者数

県民芸術祭の入場者数は、平成15年をピークに減少傾向にありましたが、平成26年度からは入場者数・事業数ともに増加傾向にあります。

● 県民芸術祭入場者数

(単位：千人、件)

	H10	H15	H20	H25	H26	H27	H28
入場者数	268	483	192	204	184	220	246
事業数	83	72	98	105	101	108	118

出典：群馬県

■ 公立劇場・音楽堂等入場者数

公立劇場・音楽堂等で主催または共催する公演の入場者数は、平成26年度では204千人（全国第20位）であり、全国平均の266千人を62千人下回っています。

● 劇場・音楽堂等の主・共催によるホールでの舞台芸術・芸術公演の入場者数

(単位：千人)

	H10	H13	H16	H19	H26
群馬県	328	311	303	270	204
[全国順位]	10位	16位	14位	16位	20位
全国計	11,181	12,283	11,435	13,095	12,511
全国平均	238	261	243	279	266

出典：文部科学省「社会教育調査」

※平成27年度から「文化会館調査」が「劇場・音楽堂等調査」に名称変更

■ 美術館・博物館入館者数及び県民会館の利用者数

県立5館（美術館・博物館・文学館）の年間入館者数は、平成28年度では530千人となっており、平成15年に比べて46千人、平成25年に比べて10千人増えています。

また、県民会館（ベイシア文化ホール）の利用者数（年間延べ人数）は、平成26年から増加傾向にあります。

● 美術館・博物館入館者数及び県民会館の利用者数

(単位：千人)

	H10	H15	H20	H25	H26	H27	H28
県立5館	-	484	429	520	442	459	530
県民会館 (稼働率%)	362 (60.4)	341 (62.6)	314 (62.4)	310 (63.0)	309 (60.6)	361 (61.1)	515 (81.7)

出典：群馬県

(3) 文化施設数及び地方公共団体の予算

■ 施設数（博物館）

博物館数は、平成27年10月1日現在、23館（全国第19位）となっており、全国平均を2館下回っています。

また、人口100万人あたりの博物館数は、平成27年度で11.7館（全国第19位）となっており、全国平均の9.2館を2.5館上回っています。

● 博物館数（動・植物園、水族館を除く）

(単位：館)

	H14	H17	H20	H23	H27
群馬県	16	18	21	23	23
[全国順位]	25位	24位	20位	20位	19位
全国計	1,020	1,105	1,154	1,261	1,166
全国平均	22	24	25	27	25

出典：文部科学省「社会教育調査」

● 人口100万人あたり博物館数

(単位：館)

	H14	H17	H20	H23	H27
群馬県	7.9	8.9	10.4	12.0	11.7
[全国順位]	27位	26位	19位	21位	19位
全国平均	8.0	8.6	9.0	9.9	9.2

出典：文部科学省「社会教育調査」、総務省統計局「平成27年国勢調査結果」

■ 施設数（劇場・音楽堂等）

公立劇場・音楽堂等数は、平成27年10月1日現在、40館（全国第16位）となっており、全国平均を3館上回っています。

また、人口100万人あたりの公立劇場・音楽堂等数は、平成27年度で20.3館（全国第19位）となっており、全国平均の13.7館を6.6館上回っています。

● 劇場・音楽堂等数

(単位：館)

	H14	H17	H20	H23	H27
群馬県	41	42	43	42	40
[全国順位]	16位	17位	16位	16位	16位
全国計	1,832	1,885	1,893	1,867	1,743
全国平均	39	40	40	40	37

出典：文部科学省「社会教育調査」

※平成27年度から「文化会館調査」が「劇場・音楽堂等調査」に名称変更

● 人口100万人あたり劇場・音楽堂等数

(単位：館)

	H14	H17	H20	H23	H27
群馬県	20.2	20.8	21.4	21.0	20.3
[全国順位]	17位	18位	16位	18位	19位
全国平均	14.4	14.8	14.8	14.6	13.7

出典：文部科学省「社会教育調査」、総務省統計局「平成27年国勢調査結果」

■ 施設数（公民館）

公民館数は、平成27年10月1日現在、220館（全国第31位）となっており、全国平均の302館を82館下回っています。

● 施設数（公民館）

(単位：館)

	H14	H17	H20	H23	H27
群馬県	227	227	224	225	220
[全国順位]	35位	34位	34位	33位	31位
全国計	17,947	17,143	15,943	14,681	14,171
全国平均	382	365	339	312	302

出典：文部科学省「社会教育調査」

■ 施設数（公立図書館数）

公立図書館数は、平成27年10月1日現在、55館（全国第21位）となっており、全国平均の70館を15館下回っています。

● 施設数（公立図書館）

（単位：館）

	H14	H17	H20	H23	H27
群馬県	38	37	38	53	55
[全国順位]	28位	30位	31位	22位	21位
全国計	2,714	2,955	3,140	3,249	3,308
全国平均	58	63	67	69	70

出典：文部科学省「社会教育調査」

■ 地方公共団体の芸術文化経費

芸術文化経費（予算）の決算額（都道府県・域内市町村分の合計額）について見ると、平成9年度では7,373百万円、平成27年度では7,899百万円となっており、526百万円の増となっています。平成27年度の全国平均6,280百万円と比べると1,619百万円上回っています。

一方、都道府県のみ決算額を見ると、平成9年度では2,499百万円、平成27年度では3,562百万円となっており、1,063百万円の増となっています。平成27年度の全国平均1,871百万円と比べると1,691百万円上回っています。

● 芸術文化事業費の決算額

* 都道府県・域内市町村分の合計額

（単位：百万円）

	H9	H14	H19	H22	H27
群馬県	7,373	6,394	4,445	5,356	7,899
[全国順位]	[14位]	[14位]	[17位]	[13位]	[12位]
全国計	317,427	304,361	244,176	241,209	295,183
全国平均	6,754	6,476	5,195	5,132	6,280

出典：文化庁「地方における文化行政の状況について」

※「文化施設建設費」を除く集計

* 都道府県のみ

（単位：百万円）

	H9	H14	H19	H22	H27
群馬県	2,499	2,628	1,437	1,350	3,562
[全国順位]	[7位]	[7位]	[13位]	[12位]	[4位]
全国計	79,991	72,902	58,762	60,407	87,938
全国平均	1,702	1,551	1,250	1,285	1,871

出典：文化庁「地方における文化行政の状況について」

※「文化施設建設費」を除く集計

3 第2次群馬県文化振興指針策定アンケート調査結果（概要）

第2次指針策定にあたり、文化振興に対する県民等の実態や意向を把握し、指針に反映することを目的として、「第2次群馬県文化振興指針策定アンケート調査」を実施しました。

【調査対象】

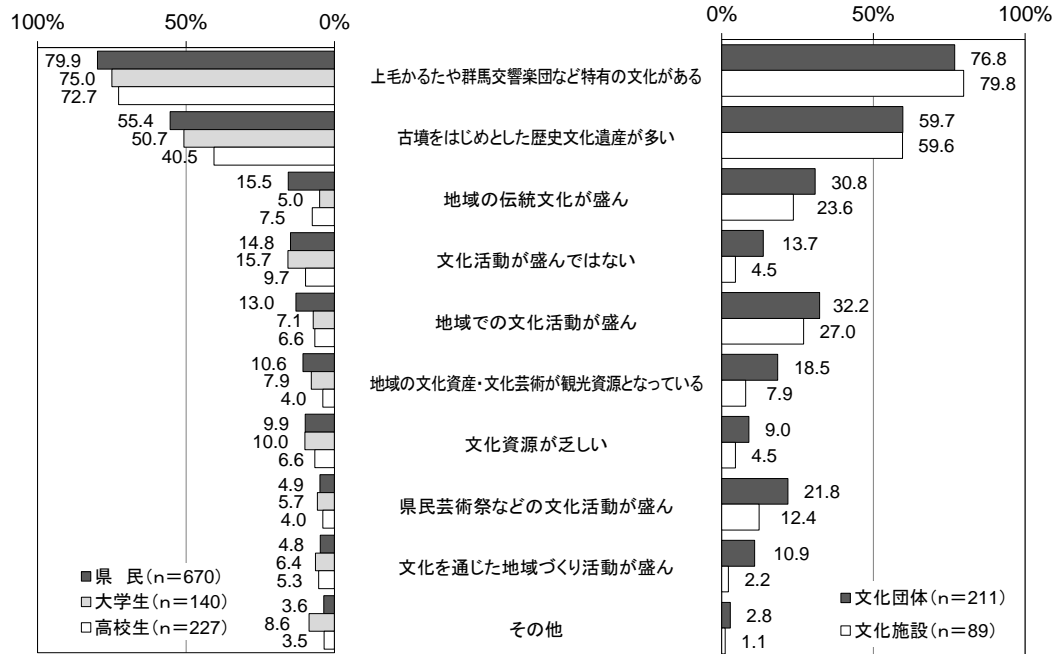
- 県内在住の20歳以上の男女（県民）
2,000件 → 670件（回収率 33.5%）
- 県内通学の大学生（大学生）
200件 → 140件（回収率 70.0%）
- 県内通学の高校生（高校生）
227件 → 227件（回収率100.0%）
- 県内に所在あるいは活動する文化団体（文化団体）
400件 → 211件（回収率 52.8%）
- 県内の文化ホール、美術館、博物館（文化施設）
142件 → 89件（回収率 62.7%）

【調査期間】

平成29年7月12日～7月31日

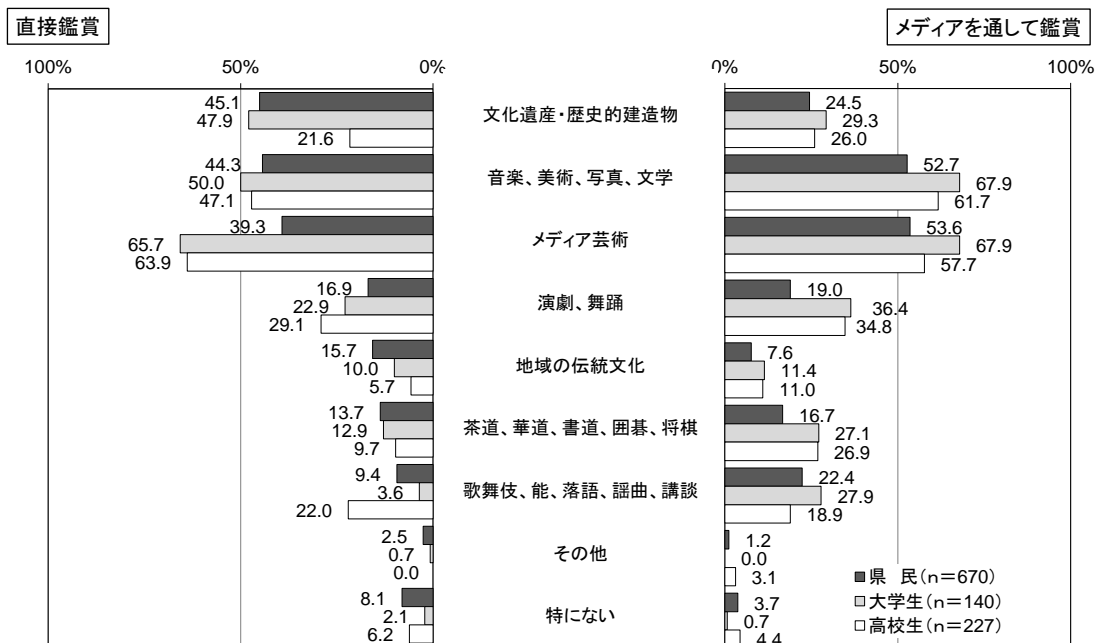
① 「群馬の文化」のイメージ

◆県民、大学生、高校生、文化団体、文化施設のいずれも「上毛かるた・群響などの特有の文化」が7割以上で特に高い



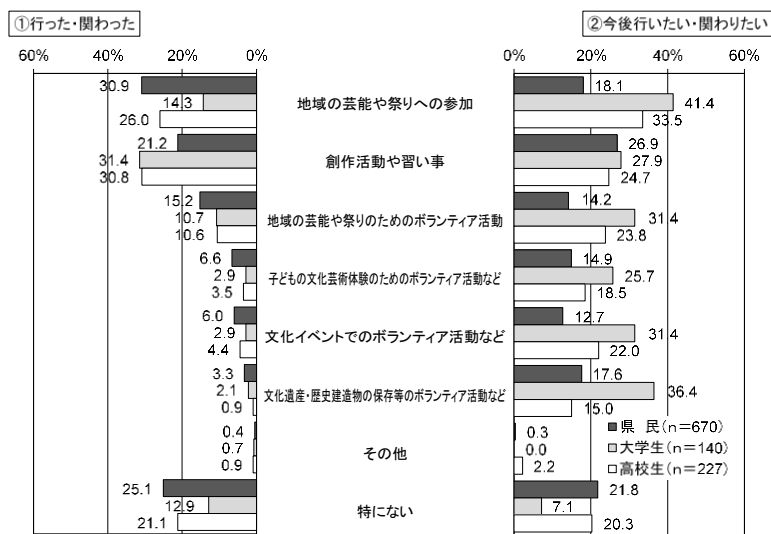
② この1年間で鑑賞した文化芸術活動

- ◆**直接鑑賞**は、県民では「文化遺産・歴史的建造物」「音楽、美術、写真、文学」が同程度に高く、大学生、高校生では「メディア芸術」が最も高い
- ◆**メディアを通して鑑賞**は、県民、大学生、高校生のいずれも「メディア芸術」「音楽、美術、写真、文学」が高い



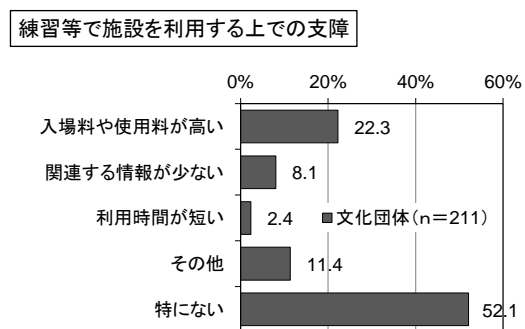
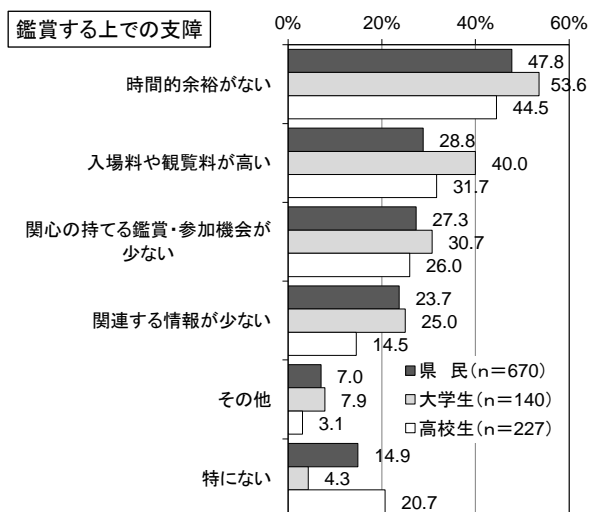
③ この1年間で自ら行った・今後行いたい文化芸術活動

- ◆ 行った・関わった活動は、県民では「地域の芸能・祭りへの参加」、大学生、高校生では「創作活動や習い事」が最も高い
- ◆ 今後行いたい・関わりたい活動は、県民では「創作活動や習い事」、大学生、高校生では「地域の芸能・祭りへの参加」が最も高く、「創作活動や習い事」は大学生、高校生も高い



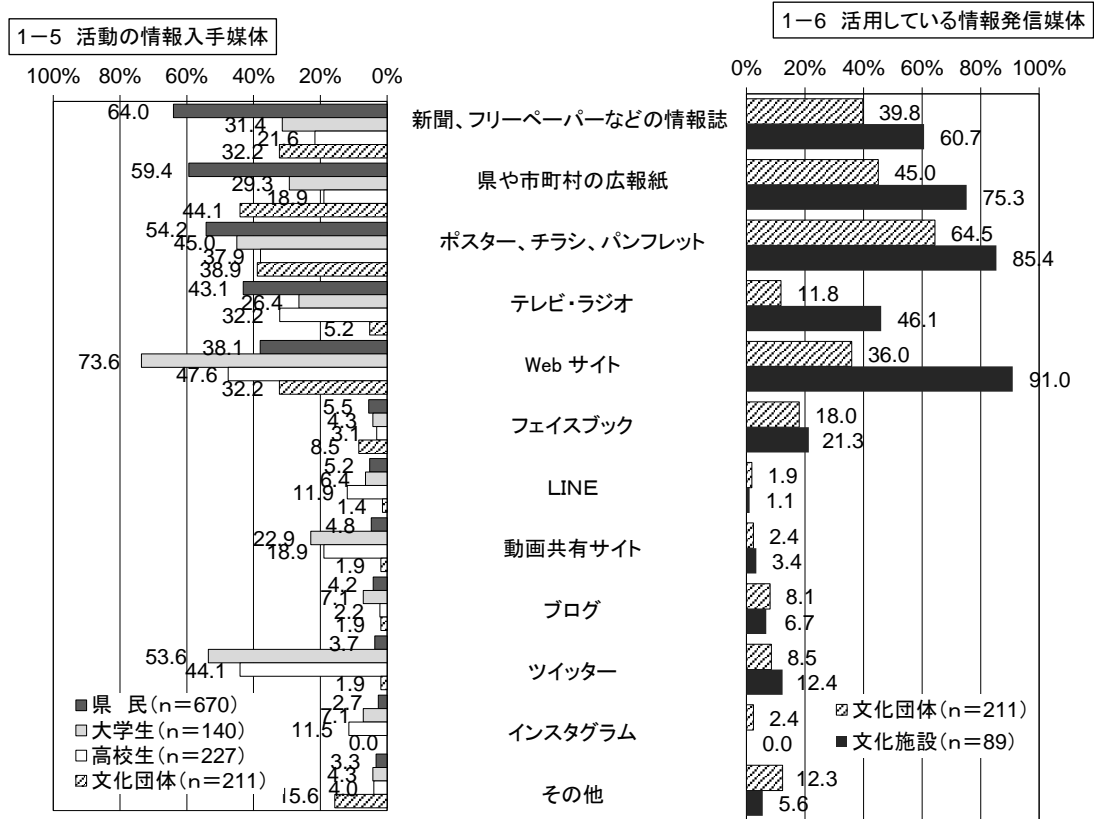
④ 鑑賞・練習等をする上で支障となっていること

- ◆ 鑑賞する上での支障は、県民、大学生、高校生のいずれも「時間的余裕がない」が最も高く、次いで「入場料や観覧料が高い」が高い
- ◆ 文化団体が練習等で施設を利用する上での支障は、「特になし」が5割以上、次いで「入場料や使用料が高い」が2割以上



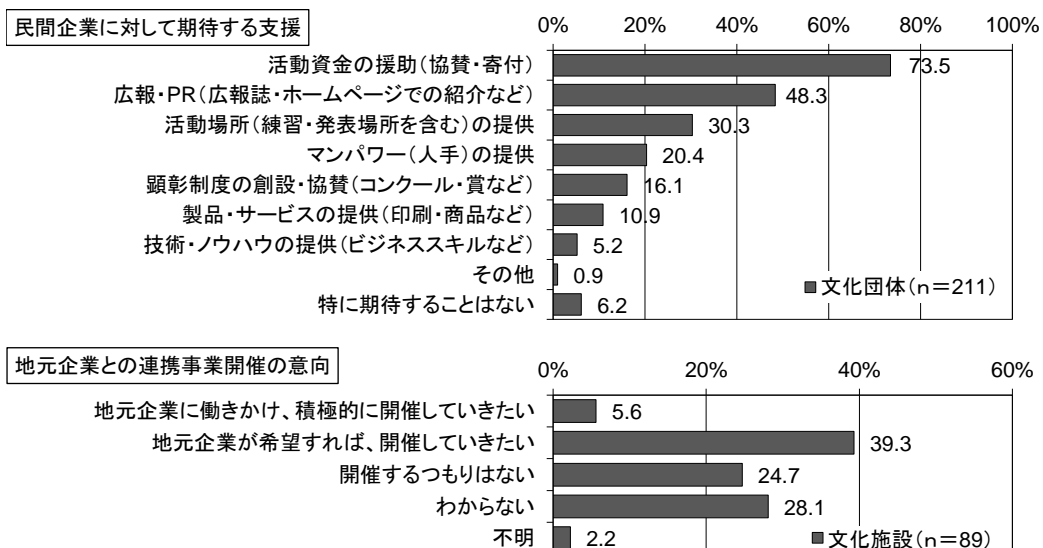
⑤ 文化芸術活動の情報入手媒体と活用媒体

- ◆ 県民の情報入手媒体は「情報誌」や「県・市町村等の広報紙」などの「紙媒体」、大学生、高校生は「Web サイト」「ツイッター」などの「電子媒体」が高い
- ◆ 文化団体や文化施設の情報活用媒体は「ポスター、チラシ、パンフレット」「Web サイト」が高い



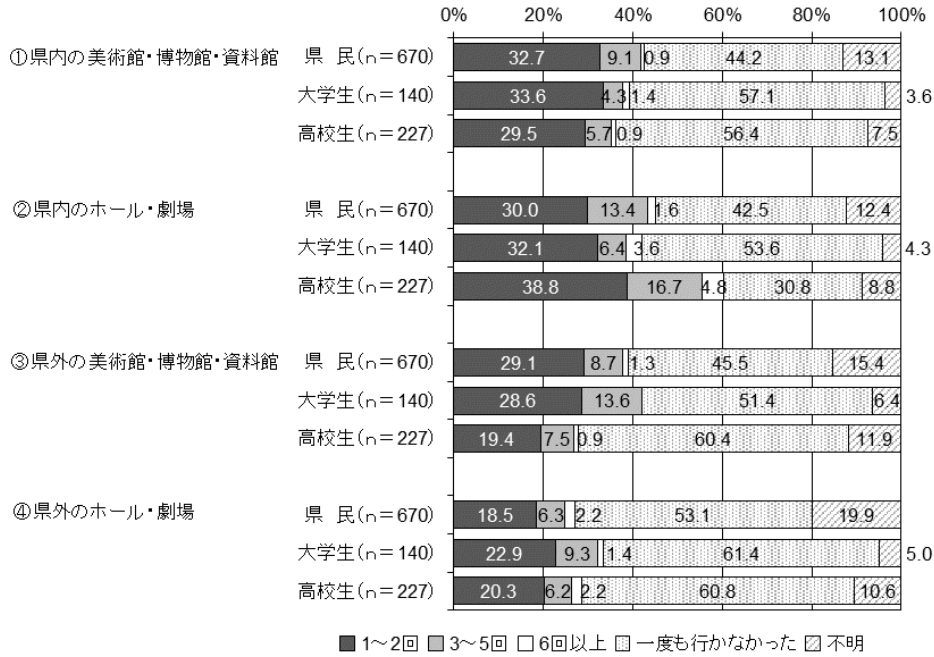
⑥ 民間企業に期待する支援・地元企業との連携（文化団体・文化施設）

- ◆ 文化団体が民間企業に期待する支援は「活動資金の援助」が7割以上で特に高い
- ◆ 文化施設の地元企業との連携事業開催の意向は「地元企業が希望すれば開催したい」が約4割で最も高い



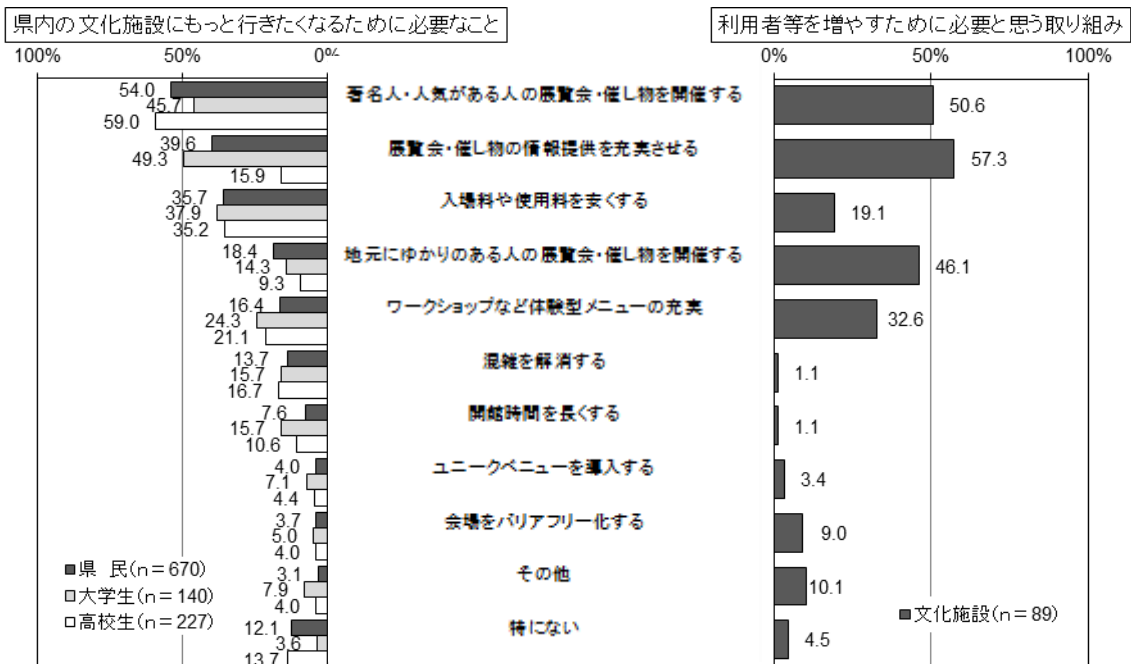
⑦ この1年間に行った県内外の文化施設

- ◆ 県民、大学生、高校生のいずれもほとんどの施設で「一度も行かなかった」が最も高い
- ◆ 行った施設は、高校生の「県内ホール・劇場」が6割以上で最も高い



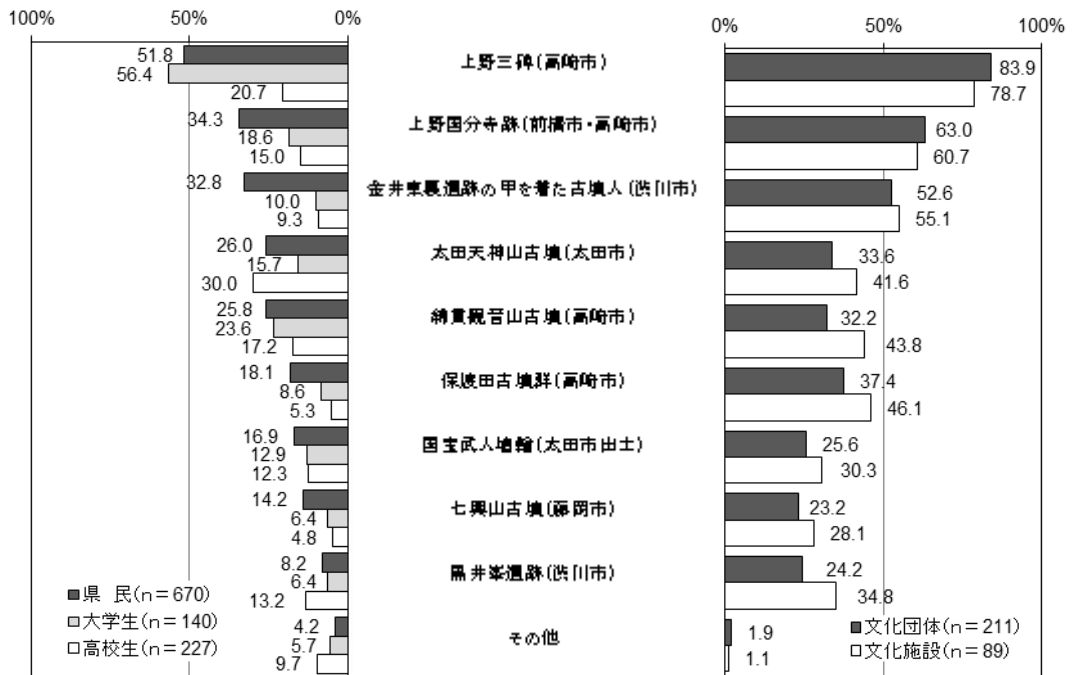
⑧ 県内の文化施設にもっと行きたくなるために必要なこと

- ◆ 県民、高校生は「著名人・人気がある人の展示会・催し物の開催」、大学生は「展覧会・催し物の情報提供の充実」がそれぞれ約5割で最も高く、文化施設が利用者増のために重視する取り組みと合致



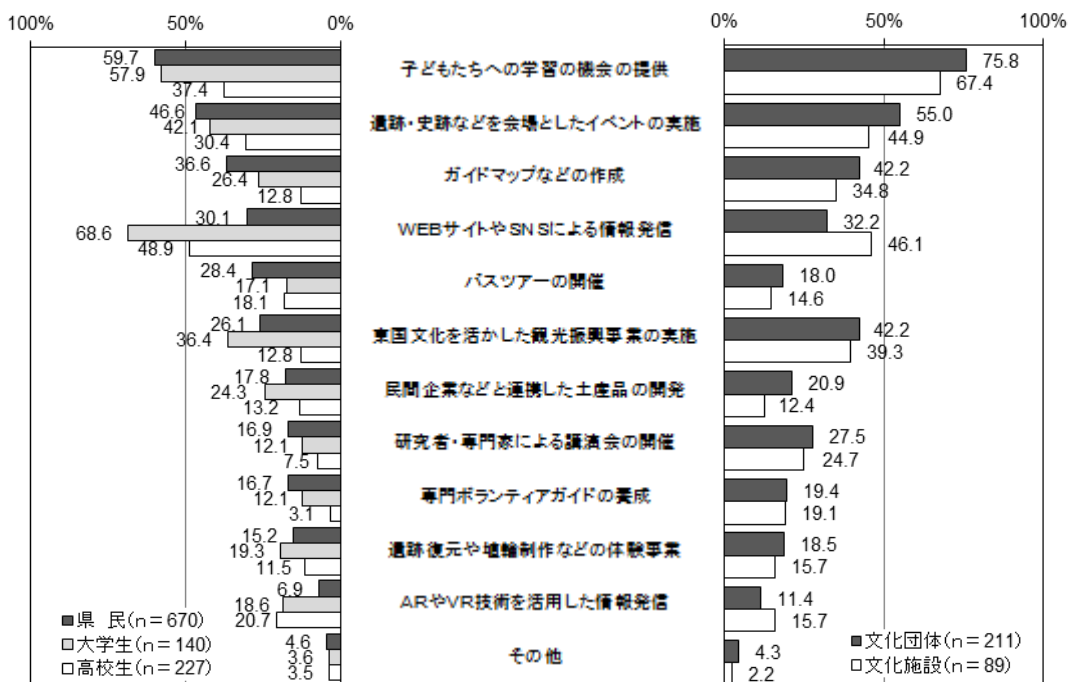
⑨ 県内で知っている「東国文化」遺産

- ◆「上野三碑」は県民、大学生では5割以上、文化団体、文化施設では約8割で最も高いが、高校生は約2割
- ◆高校生は「太田天神山古墳」が3割以上で最も高い



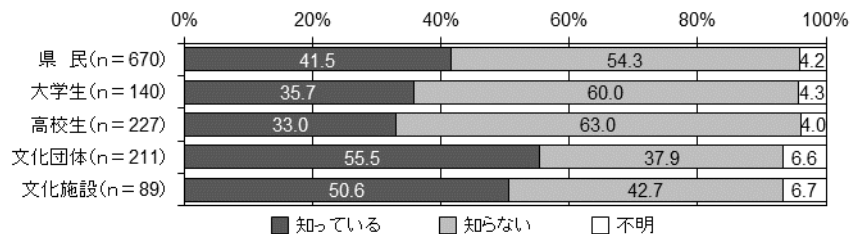
⑩ 「東国文化といえば群馬」のイメージ発信・定着に必要なこと

- ◆県民、文化団体、文化施設は「子どもたちへの学習の機会の提供」が最も高い
- ◆大学生、高校生は「WEBサイトやSNSによる情報発信」が最も高い



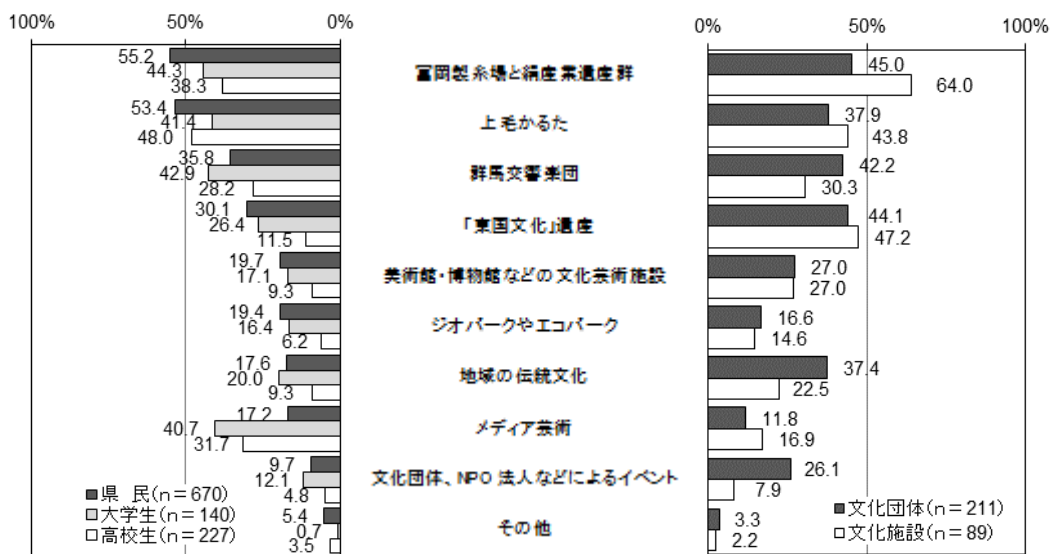
⑪ オリンピック・パラリンピックが文化の祭典でもあることの認知度

- ◆ 県民は5割以上、大学生、高校生は6割以上が「知らない」
- ◆ 文化団体、文化施設は「知っている」が5割以上



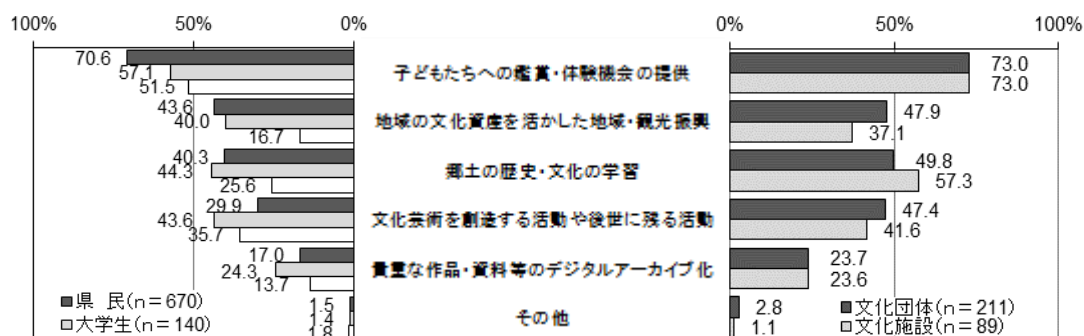
⑫ レガシー（遺産）として後世に残る文化事業を群馬で展開する核となるもの

- ◆ 県民、大学生、高校生、文化団体、文化施設のいずれも「富岡製糸場と絹産業遺産群」「上毛かるた」の2項目が高い
- ◆ 大学生、高校生は「メディア芸術」、文化団体、文化施設は「東国文化遺産」も比較的高い



⑬ 群馬県からの助成が望ましいと思う文化芸術活動

- ◆ 県民、大学生、高校生、文化団体、文化施設のいずれも「子どもたちへの鑑賞・体験機会の提供」が最も高く、特に県民、文化団体、文化施設では7割以上



⑭ 重要度と満足度の関係

重要度と満足度の加重平均値の関係を次頁に図示し、各属性の特徴を以下に示します。

①県民

「3 上毛かるたを活用した文化の振興」が重要度、満足度ともに高く、現状の安定的な維持とともに、さらに高いレベルでの拡充が必要と考えられています。また、「9 子どもたちへの文化芸術や歴史の継承」は重要度が最も高い一方、満足度がマイナス値を示しています。

②大学生

突出した項目は見られませんが、全体的に他の属性と比較して重要度が高い傾向が見られます。その中で「14 文化芸術に関する情報の収集・発信」は重要度が高い一方、満足度が最も低くマイナス値を示しています。また、「9 子どもたちへの文化芸術や歴史の継承」は、満足度は特に低くはありませんが重要度が最も高くなっています。

③高校生

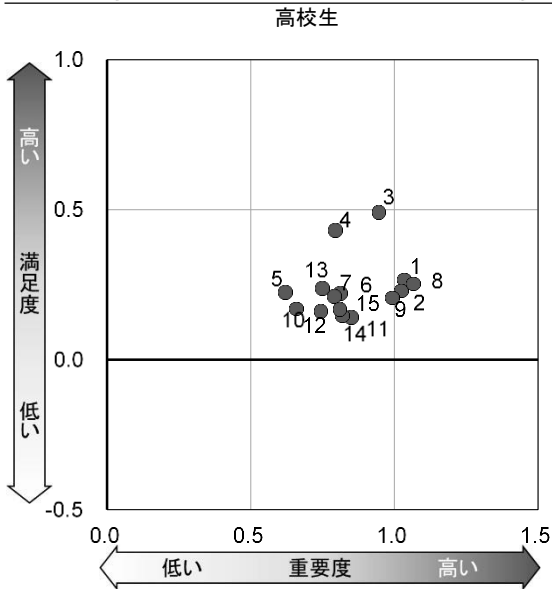
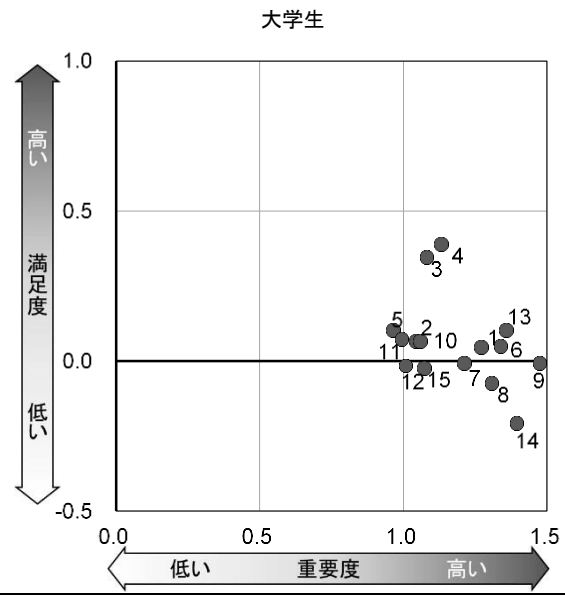
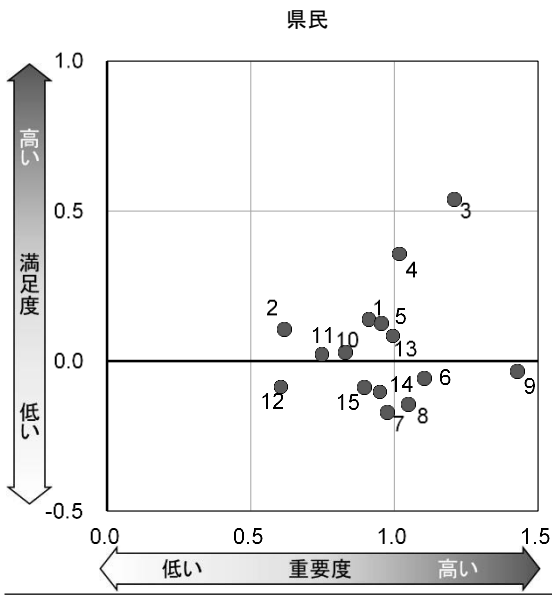
マイナスを示す項目や突出した項目は見られませんが、その中で「3 上毛かるたを活用した文化の振興」「4 群馬交響楽団を活用した文化の振興」は重要度、満足度ともに高くなっています。

④文化団体

「9 子どもたちへの文化芸術や歴史の継承」は重要度が最も高い一方、満足度がマイナス値を示しています。また、「2 映画、漫画、アニメーションなどの振興」は満足度が中位にある一方、重要度が最も低くなっています。

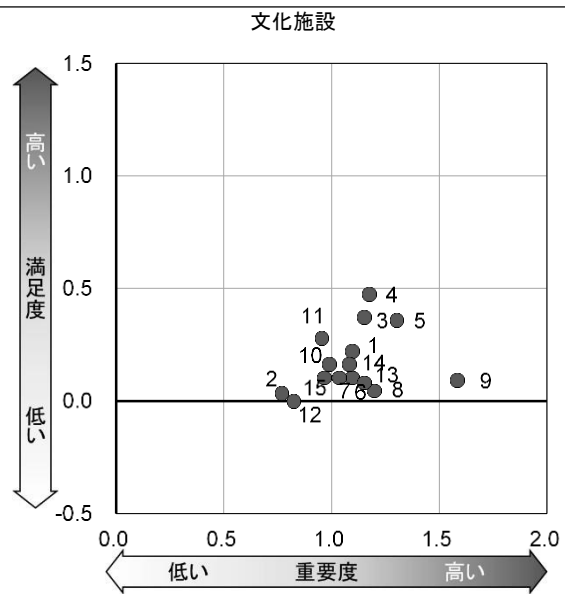
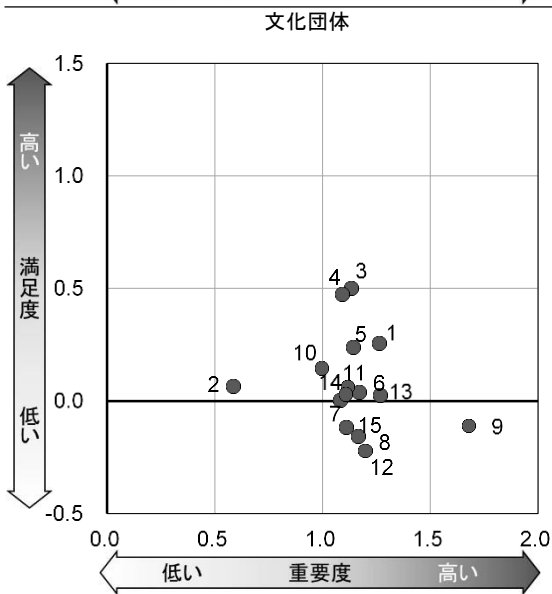
⑤文化施設

突出した項目は見られませんが、その中で「9 子どもたちへの文化芸術や歴史の継承」は重要度が最も高い一方、満足度があまり高くなっていません。



番号と項目名の対応

- 1 音楽、美術、写真、書道、華道、演劇、舞踊などの振興
- 2 映画、漫画、アニメーションなどの振興
- 3 上毛かるたを活用した文化の振興
- 4 群馬交響楽団を活用した文化の振興
- 5 古墳や上野三碑など古代の歴史文化遺産を活用した文化の振興
- 6 地域の文化資産（景観、食文化などを含む）を活かしたまちづくり
- 7 優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供
- 8 高齢者、障害者が文化活動に参加しやすい環境づくり
- 9 子どもたちへの文化芸術や歴史の継承
- 10 県立文化芸術施設の鑑賞・活動拠点などの充実
- 11 練習や発表など文化活動を行う機会や場所の充実
- 12 芸術文化活動への寄附や支援制度の充実
- 13 伝統文化・文化財や歴史的文書・記録の保存・活用
- 14 文化芸術に関する情報の収集・発信
- 15 文化を通じた地域間交流や国際交流の推進



4 第2次指針の策定経過

日付	取組	内容
平成29年 5月22日	第1回 文化振興指針策定・推進評価部会	・指針策定の方向性検討 ・アンケート調査項目検討
7月12日～ 31日	第2次群馬県文化振興指針策定 アンケート調査実施	
10月 6日	第2回 文化振興指針策定・推進評価部会	・アンケート調査結果報告 ・指針骨子（案）検討
10月21日	第1回 文化審議会	・アンケート調査結果報告 ・指針骨子（案）検討
12月 7日	平成29年第3回定例会 （厚生文化常任委員会）	素案提示
12月下旬～ 平成30年1月下旬	パブリック・コメント実施	
2月 日	第2回 文化審議会	原案検討
2月 日	平成30年第1回定例会	議決

群馬県文化基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 文化振興指針（第5条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策

第1節 文化活動の自主性及び多様性の尊重（第6条）

第2節 芸術文化等の振興及び文化活動の充実（第7条―第15条）

第3節 文化活動の支援体制の充実（第16条―第20条）

第4節 人材の育成（第21条―第25条）

第5節 文化資産の保存及び活用（第26条―第30条）

第6節 情報発信及び文化交流の促進（第31条）

第4章 群馬県文化審議会（第32条―第40条）

第5章 群馬県文化振興基金（第41条―第48条）

第6章 雑則（第49条）

附則

文化は、人が自らの可能性を求めようとする創造的な営みであり、人々に楽しさ、感動、安らぎと生きる喜びをもたらすものである。また、人々の心のつながりを育み、多様な価値観が共有される社会で強い絆となり得る。

私たちの郷土群馬は、古代から東国文化の中心地として脈々と築き上げてきた歴史と多彩な文化に富んだ地域であり、近代から現代にかけては産業、教育及び芸術の各分野で輝かしい歴史を有している。また、取り巻く豊かな自然も私たちの文化と暮らしを支え、各地域で継承されてきた伝統文化は、人々の結びつきを強くする役割を果たしてきた。昭和五十六年には、全国に先駆けて「文化県群馬」を宣言し、県を挙げて文化振興に取り組んできた。

しかし、今日、社会環境、経済状況等の変化により人と人、人と地域とのつながりが希薄になってきている。このような環境の中、県民による主体的かつ多様な文化活動の尊重を基本とし、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存及び活用等を図っていくことは、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、心豊かな活力ある地域社会の形成に寄与し、本県の発展に不可欠なものであると確信する。

ここに、私たちは、文化の優れた価値を認識して、これを育み、新たに創造し、次世代に継承し、更に発展させていくことにより、群馬らしい文化の高揚を目指すとともに、先人から受け継いできた群馬の限らない可能性を大きくはばたかせるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めること等により、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな文化にあふれた活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人の生まれながらの権利（以下「文化的権利」という。）であることを踏まえ、文化活動（文化に関する活動をいう。以下同じ。）を行う者又は文化活動を行う団体（以下「文化団体」という。）の自主性、創造性及び多様性が十分に尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化活動が県民に喜び、感動及び潤いを与えるとともに、地域の活性化に資するものであることを踏まえ、県民が等しく、文化を鑑賞し、文化活動に参加し、又は文化の創造を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、県民の文化活動が継続的に行われるべきものであることを踏まえ、県民の文化活動が活発に行われるような支援体制の充実が図られなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化活動が子どもたちの豊かな心を育成するとともに、地域の支え合う力を維持することを踏まえ、文化の継承及び発展を担う人材の育成が図られなければならない。

5 文化の振興に当たっては、豊かな自然と歴史風土に培われてきた地域における文化資産（第29条に規定する文化資産をいう。以下この項において同じ。）が県民の貴重な財産として生まれ、将来にわたり引き継がれるべきものであることを踏まえ、文化資産の保存及び活用が図られなければならない。

6 文化の振興に当たっては、文化活動が国内外の人と人、地域と地域の相互理解を深めるために重要な役割を果たすものであることを踏まえ、多様な文化との交流に努めるとともに、文化に関する情報の発信が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるよう配慮するものとする。

3 県は、市町村がその地域の特性に応じた文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

4 県は、文化活動を行う者及び文化団体の自主性及び文化活動の多様性に十分配慮しつ

つ、これらの者又は団体の間の連携並びにこれらの者及び団体に対する支援に努めるものとする。

- 5 県は、文化振興施策を推進するに当たっては、国、県内外の地方公共団体及び関係団体との連携に努めるものとする。

(財政上の措置)

第4条 県は、文化振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 文化振興指針

第5条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な指針（以下「文化振興指針」という。）を定めるものとする。

- 2 文化振興指針は、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、文化振興指針を定めるに当たっては、あらかじめ、群馬県文化審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、文化振興指針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、文化振興指針の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

第1節 文化活動の自主性及び多様性の尊重

第6条 県は、全ての県民の文化的権利を尊重し、県民一人一人の文化活動への自主的な参加並びに多様な文化活動を行っている県民相互の理解及び連携が図られるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 芸術文化等の振興及び文化活動の充実

(芸術文化の振興)

第7条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術文化（第3項に規定するメディア芸術を除く。次項において同じ。）の振興を図るため、これらの出版、公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、茶道、華道、書道その他の生活に係る芸術文化の振興及び囲碁、将棋その他の国民的娯楽の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(群馬特有の文化の振興)

第8条 県は、文化活動が郷土に対する誇りと愛着を深め、地域の絆を強めるとともに、豊

かな郷土づくりにつながるよう、群馬特有の文化の創造、育成及び発展を図るための総合的な施策を講ずるものとする。

(創造性豊かな地域づくりの推進)

第9条 県は、文化を通じて地域の魅力を高めるとともに、県民生活に潤いをもたらす創造性豊かな地域づくりが推進されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ文化及び科学の推進)

第10条 県は、スポーツが文化的な役割を果たしていることを踏まえ、県民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、科学に係る知識の集積が県民にとって文化的な資産であることを踏まえ、県民が科学に親しむことができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の文化活動の充実)

第11条 県は、県民が芸術文化を鑑賞する機会の充実を図るとともに、県民が自主的に文化活動を行うための機会及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者の文化活動の充実)

第12条 県は、豊富な知識と経験を有する高齢者が文化の重要な支え手であることを踏まえ、高齢者が行う文化活動の充実を図るとともに、高齢者が文化活動において活躍できるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者の文化活動の充実)

第13条 県は、障害者が行う文化活動の充実を図るため、障害者が文化に親しみ、障害者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第14条 県は、青少年が行う文化活動の充実を図るため、青少年による文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第15条 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習等文化に関する教育の充実、文化活動を行う者及び文化団体による学校における文化活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3節 文化活動の支援体制の充実

(文化施設の機能の充実)

第16条 県は、自らの設置に係る文化施設（美術館、博物館、図書館、多目的ホール等をいう。以下同じ。）を文化活動の拠点とし、当該文化施設の文化芸術の鑑賞、創造又は交流の場としての機能の充実を図るとともに、その特色を生かした文化芸術に関する教育及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の場の提供等)

第17条 県は、県民に身近な文化活動の場を提供するため、各地域における文化施設、学

校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に係る研究教育機関等の充実)

第 18 条 県は、文化に関する調査研究の充実を図るため、大学その他の研究教育機関（以下「研究教育機関等」という。）の機能の強化が図られるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に対する企業の支援の促進)

第 19 条 県は、企業が県民の文化活動を尊重し、理解し、及び支援しようとする気運の醸成を図るとともに、企業による県民の文化活動への支援を促進するための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第 20 条 県は、文化振興施策の総合的な推進体制を整備するとともに、市町村、民間の団体、企業、研究教育機関等との連携が図られるよう努めるものとする。

2 県は、県民と協働して、文化活動を行う者及び文化団体が自立的かつ持続的に文化活動を行うことを可能とするための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 4 節 人材の育成

(次世代を担う子どもたちの育成)

第 21 条 県は、次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性及び創造性を育むことができるよう、文化芸術を体験し、及びこれを創造する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を行う者の育成等)

第 22 条 県は、文化活動を行う者の育成、文化を創造するための環境の整備、文化活動の成果を発表する機会の確保に関する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化団体の育成等)

第 23 条 県は、文化団体の育成、文化団体が行う文化活動が自主的に行われ、継続し、及び発展するための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を支える活動を行う者及び団体の育成等)

第 24 条 県は、文化活動を支える活動を行う者及び団体の育成及び確保を図るため、研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第 25 条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第 5 節 文化資産の保存及び活用

(伝統文化の保存等)

第 26 条 県は、各地域固有の民謡・民舞、神楽、歌舞伎、人形芝居、祭り囃子その他の伝統芸能及び地域の年中行事、わらべうた、昔話その他の伝統的な文化（以下これらを「伝

統文化」という。)の適切な保存、継承及び発展を図るため、伝統文化の伝承者の養成、伝統文化の映像等による記録並びにその保存及び活用に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等及び歴史的な文書等の保存等)

第 27 条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)が適切に保存され、及び活用されるよう、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(世界遺産等への登録等)

第 28 条 県は、世界遺産(顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産として、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条第 2 項に規定する世界遺産一覧表に記載されるものをいう。)、無形文化遺産(たぐいなき価値を有する無形文化遺産として、無形文化遺産の保護に関する条約第 16 条又は第 17 条に規定する一覧表に記載されるものをいう。)又はユネスコ記憶遺産(世界的に重要な記憶遺産(人類の記憶として後世に残すべき直筆の文書、書籍、絵、地図等をいう。))として、国際連合教育科学文化機関が実施する記憶遺産事業によって登録されるものをいう。)(以下「世界遺産等」という。)への登録を目指す文化財については、その普遍的な価値に係る更なる調査研究等を行うとともに、国内外に対する当該文化財の紹介及び宣伝、当該登録に向けた関係機関への働きかけその他 必要な取組を行うものとする。

2 県は、文化財が世界遺産等に登録された場合には、当該文化財が人類全体の財産として適切に保存され、及び広く活用されるようにするとともに、その登録の効果を最大限に利用して、群馬の文化の発展に資する施策を講ずるものとする。

(文化資産の活用)

第 29 条 県は、地域における文化資産(伝統文化、文化財等、世界遺産等、景観、食文化等の多様な分野において活用される文化的な価値を有する資産をいう。以下同じ。)の価値を再認識し、これらを活用した観光の振興をはじめ地域の振興が図られるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化資産を生かしたまちづくり)

第 30 条 県は、地域における文化資産が文化の基盤をなすことを踏まえ、これらを生かしたまちづくりを行う市町村等に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を講ずるものとする。

2 県は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

第 6 節 情報発信及び文化交流の促進

第 31 条 県は、県民の文化活動の促進及び文化資産を活用した地域の振興を図るため、文

化に関する情報を収集するとともに、地域における文化資産及び地域の魅力を国内外に発信する活動が促進されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、文化活動に関する地域間の交流及び国際交流の推進に努めるものとする。

3 県は、多様な文化、生活習慣及び価値観を有する外国籍県民が居住していることを踏まえ、外国籍県民と地域住民との文化活動における交流を促進するため、外国籍県民が地域の一員として文化活動に参加できるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 群馬県文化審議会

(設置)

第32条 次に掲げる事項を処理するため、群馬県文化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 文化振興指針に定める事項について調査審議し、知事に意見を述べること。
- 二 群馬県文化振興基金の処分について調査審議し、知事に意見を述べること。
- 三 文化の振興に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、知事に意見を述べること。

(組織)

第33条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(任命)

第34条 委員は、文化の振興に関し学識経験を有する者、文化活動を行う者及び文化関係団体の代表者等のうちから、知事が任命する。

(任期)

第35条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第36条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者等のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第37条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第38条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第39条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。

(雑則)

第40条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 群馬県文化振興基金

(設置)

第41条 文化振興施策に資する事業を推進するため、群馬県文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 前項の事業は、次に掲げるものとする。
 - 一 文化及び芸術の振興に係る事業
 - 二 文化の振興による創造性豊かな地域づくりに係る事業
 - 三 文化を担う人材の育成に係る事業
 - 四 文化資産の保存及び活用に係る事業
 - 五 美術品、博物館資料等の取得に係る事業

(積立て)

第42条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第43条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第44条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 45 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 46 条 基金は、第 41 条第 1 項に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の処分をするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(寄附)

第 47 条 文化の振興のための寄附があったときは、その趣旨を踏まえ、これを一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

2 知事は、文化の振興のための寄附をした者には、必要に応じて、基金の使途を報告するものとする。

3 知事は、文化の振興のための寄附が促進されるような措置を講ずるものとする。

(委任)

第 48 条 この章に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 49 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(関係条例の廃止)

第 2 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 群馬県立近代美術館協議会条例（昭和五十年群馬県条例第六号）
- 二 群馬県立歴史博物館協議会条例（昭和五十五年群馬県条例第一号）
- 三 群馬県美術品等取得基金条例（昭和五十四年群馬県条例第十一号）
- 四 群馬県芸術文化振興基金条例（昭和五十九年群馬県条例第十二号）